

食品安全委員会

リスクコミュニケーション専門調査会

第41回会合議事録

1. 日時 平成20年12月15日（月） 10:00～12:30

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 「食品安全委員会の改善に向けた検討」について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、阿南専門委員、岡本専門委員、唐木専門委員、近藤専門委員、高橋専門委員、高浜専門委員、多賀谷専門委員、田近専門委員、千葉専門委員、中村（憲）専門委員、中谷内専門委員、山本（茂）専門委員、山本（唯）専門委員、渡辺専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、角田勸告広報課長、小平リスクコミュニケーション官、柴田課長補佐、船坂課長補佐

(専門参考人)

川田専門参考人、中村（雅）専門参考人、中村（善）専門参考人

5. 配布資料

資料1 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る「具体的方策（案）」について

(食品安全委員会第 264 回会合配布 資料 4)

- 参考 1 食品安全委員会の改善に向けた検討の進め方について (案)
(食品安全委員会第 250 回会合配布 資料 5)
- 参考 2 透明性の確保と情報提供のあり方ワーキング検討事項
(第 39 回リスクコミュニケーション専門調査会配布 資料 3)
- 参考 3 リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿
- 参考 4 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調整審議を求める事項
(平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)

6. 議事内容

○関澤座長 それでは、予定の時間になりましたので、第 41 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催したいと思います。

本日は、吉川専門委員が御欠席ですが、15 名の専門委員の皆さんと専門参考人の川田さん、中村雅美さん、中村善雄さんに御出席いただいております。

また、食品安全委員会からは、リスクコミュニケーション専門調査会御担当の小泉委員長代理と野村委員、見上委員長、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員に御出席いただいております。

事務局、その他の御出席については、手元の座席表を御覧ください。

本日は、お手元の資料に「リスクコミュニケーション専門調査会 (第 41 回) 議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議題 1 の「食品安全委員会の改善に向けた検討」について議論したいと思います。

食品安全委員会は、今年の 7 月に 5 周年の節目を迎えました。この間の活動実績を総括しますとともに、食品安全委員会からの御期待あるいは指摘、課題などがたくさん寄せられました。一層この機能や役割の強化を図っていくという考え方もございます。また、消費者庁の動きもあります。

今後、改善策をとりまとめるに当たって、専門調査会の意見を反映するという事になっておりまして、多くの項目がリスクコミュニケーション専門調査会にも関係しておりますので、本日と来月の 2 回に分けて、皆さんから御意見をいただきたいと思います。

本日は、お手元の資料 1 の中から、広くリスクコミュニケーションに関する項目があります。6 ページと 7 に記載されている具体的方策 (案) について、不足している点、重点的に考える点、また、具体的に進める際の留意点といった観点から御意見をいただきたいと思います。来年 1 月に予

定されております改善骨子を議論する上での論点を整理していきたいと思っております。

それでは、早速、資料1に基づきまして、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

初めに、6ページ「(2) 食品安全モニター」～11ページ「4 広報」まで、角田勧告広報課長から御説明をお願いいたします。

○小平リスクコミュニケーション官 その前に、配付資料の確認だけさせていただきますか。

議事次第、座席表。今日御議論いただく資料1「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る『具体的方策(案)』について」でございます。

あと参考資料になりますが、参考1は「食品安全委員会の改善に向けた検討の進め方について(案)」ということで、これは第250回の食品安全委員会でこの検討が決定されたときの資料でございます。

資料2は、第39回リスクコミュニケーション専門調査会で配付した資料ですが、透明性の確保とか情報提供の在り方ワーキングの中で幾つかの議論がなされましたので、今日は参考までに付けさせていただきます。

参考3は、専門調査会の名簿。

参考4は、現在、この専門調査会に審議を求められている事項でございます。

足りないものがございましたら、事務局までお願いします。よろしいでしょうか。

○関澤座長 それでは、角田勧告広報課長、よろしくお願いいたします。

○角田勧告広報課長 それでは、資料1の6ページをお開きください。私からは「2-(2) 食品安全モニター」「(3) 食の安全ダイヤル」「3 情報提供」「4 広報」の各項目について御説明いたします。資料には「検討すべき論点」「現状」「改善の方向性」「具体的方策(案)」の欄がございますが、主に「具体的方策(案)」を中心に御説明いたします。「具体的方策(案)」については、今後1、2年で講じるものを念頭に記載してございます。

まず「(2) 食品安全モニター」についてでございます。

論点として、①食品安全モニターの活動内容をもっと改善できないか。②食品安全モニター活動の成果をもっと施策形成に反映できないかという論点が挙がっております。

現行においても、モニターからの報告を参考にして、ホームページに掲載しているQ&Aの作成や自ら評価案件の選定等を行っているところでございますが、具体的方策としては、まず、このようにモニターからの報告を施策形成の参考としたものについては、そういったことをやっているという情報提供を行うということとしております。

次に、当面の取組の方向性といたしまして、モニターの活動を施策形成に効果的に反映させるため、より施策に直結する事項の報告を依頼することとさせていただきます。

具体的方策といたしましては、自ら評価の候補等の募集など、モニターの意見を聞く機会を増やすこととしてございます。

また、食品安全モニターが地域における食品安全活動を担えるように、食品安全モニター活動のより一層の支援を行っていくという方向がございます。

具体的方策としましては、その活動を支える情報提供に一層努めるということと、リスクコミュニケーション推進事業と連携し、地域における食品安全活動を担えるように支援することとしております。

次に、③のモニターの資格を見直せないかという論点でございます。

現状の欄に具体的な要件を記載しておりますが、当面の取組の方向性としては、優秀な人材を維持・確保できるように、食品安全モニターの選考等の見直しを行うとしております。

具体的方策としては、選考に当たっては、食品安全に関する活動実績、活動目標等を考慮して選考することとしております。

7 ページ、④の食品安全モニター会議をもっと改善できないかという論点でございます。

これまでも、例えば、平成 20 年度においては、モニター間の交流を促進するため、モニターを小グループに分け、自己紹介や意見交換の場を設けるなど、いろいろと改善を行ってきたところでございますが、当面の取組の方向性として、モニター会議の運営や内容については、モニターの方々の要請や意見を聴取し、順次改善を進めることとしております。

具体的方策といたしましては、モニター会議終了後にアンケート調査を行っておりますので、このアンケート調査を基に順次改善を行うこととしております。

「(3) 食の安全ダイヤル」についてでございます。

①国民の認知度を高められないかという論点がございます。これまでもホームページへの掲載や、各種意見交換会などにおきまして、チラシの配布を行っているなど、さまざまな方法により周知に努めているところでございます。当面の取組の方向性としては、関係省庁、地方公共団体とも連携し、より一層の周知に努めることとしております。

具体的方策としては、地方公共団体や今国会に設置法が提出されている消費者庁とも連携して、その周知を図ることとしております。

8 ページ「3 情報提供」でございます。

これにつきましては、①として、国民に対してもっとわかりやすい情報を提供できないかという論点がございます。現状でもさまざまな取組を行っておりますが、当面の取組の方向性として、食品安全に係る関係者は事業者から消費者まで幅広いことから、それぞれの属性に合った情報の提供に努めるということとしております。

具体的方策としては、消費者等の関心が高いものについては、評価内容の理解の助けとなるQ&Aの作成を行う、リスク管理情報も含めたパッケージとしての情報発信を行うなど、わかりやすい情報を行うということとしております。また、見た目というものも重要でございますので、ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等について、文章表現や様式の標準化等について検討し、改善を図るという方向でございます。

これの具体的方策といたしましては、まずプレスリリースについては、フォントや文字ポイントの統一、ログマークの使用などについて工夫を行う、文章の体裁や文章表現の標準化について工夫を行うこととしております。また、ホームページ掲載情報については、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報にリンクできるような構成の見直しを行うこととしております。

中長期的な取組の方向性としては、評価書など、専門性の高い情報を一般の人にわかりやすく伝えられるように、適材を確保するなど、広報体制の強化を行うこととしております。

次に②の社会に発信されている不適切な情報に対して、委員会は反論等をすべきではないかという論点でございます。

当面の取組の方向性としては、科学的に誤っていることが明らかな情報については、発信者に訂正を求めたり、食品安全委員会として正確な情報を提供していくこととしておりますが、具体的方策としては、誤報等情報については、訂正の必要性を委員会として判断した上で、必要な対応を行うこととしております。

9ページ、③の情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないかという論点でございます。

現行でも季刊誌等の資料を提供するとともに、地方公共団体の担当が一堂に会する全国食品安全連絡会議を毎年開催しているところでございますが、当面の取組の方向性としては、委員会から発信する重要な情報については、きめ細かく地方公共団体に通知し、地方レベルでの発信・周知に努めてもらうという方向でございます。

具体的方策としては、委員長談話など、重要な情報について、きめ細かな情報提供を行っていくこととしております。

また、地方公共団体相互の情報の共有化を図るという方向がございしますが、これにつきましては、具体的方策として、地方公共団体や地域の取組を集約し、全国食品安全連絡会議等において情報提供を行うこととしております。

④のホームページをもっと改善できないかという論点でございます。

現状のホームページについては「情報の所在が探しにくい」「必ずしも機能的ではない」などの意見がある一方、継続して閲覧している方からは評価する意見もいただいているところでござい

す。

ホームページについては、8ページの①にもございましたが、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報にリンクできるようにすることとしておりますが、更に当面の取組の方向性として、見やすくわかりやすい情報提供について検討し、改善を図ることとしております。

具体的方策としては、掲載情報の文体の統一やフォントの標準化、可能なレイアウトの変更等を通じて、よりわかりやすく、見やすいホームページとする。また、リンク情報の充実等を検討することとしております。

中長期的取組の方向性としては、食品安全総合情報システムの更新を予定しておりますので、これに合わせまして、ホームページの機能を改善することとしております。

⑤のメールマガジンをもっと改善できないかという論点でございますが、業務の必要上からメールマガジンに会員登録している読者層からは評価する意見がございますが、主婦や学生など、専門的知識が比較的少ない読者層からは内容が専門的すぎるなどの意見があるところでございます。

当面の取組の方向性としては、メールマガジンについては、より読みやすく、わかりやすい紙面構成とするための検討を行い、改善を図るという方向でございます。

具体的方策としては、掲載内容の簡略化、レイアウトの改善等を通じて、より見やすく、わかりやすいメールマガジンとすることとしております。

また、読者増に向けた取組を行うこととしており、具体的には地方公共団体や消費者団体への依頼を行うこととしております。

⑥の情報発信手段の多様化をもっと図れないかという論点でございますが、これにつきましては、それぞれの論点の中で検討することとしております。

11ページ「4 広報」でございます。

①として、委員会の活動等が国民に十分理解されていないのではないかという論点でございます。

現状としても、パンフレットやホームページなどを通じまして、食品安全委員会の活動などを発信しているところでございますが、当面の取組の方向性としては、リスク分析、リスク評価、委員会の活動内容といった基本的事項について、国民に理解してもらうための活動に力を入れる、特に一般国民に影響のあるオピニオンリーダーに対する働きかけを強化するという方向でございます。

具体的方策としては、消費者団体、事業者・生産者団体、関係団体、マスメディア、行政担当者、学校関係者、関係学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて周知し、連携を図ることとしております。

具体的には、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等については、意見交換会などを

行う。また、栄養士会、医師会、獣医師会、薬剤師会、関係学会等については、講師等の派遣についてPRを行うこととしております。学校関係については、食育部分に記載しております。

②の論点は、国民に対する広報にもっと力を入れるべきではないかという論点でございます。

これまでもさまざまな方法により、国民への情報提供を行っておりますが、当面の取組の方向性としては、政府広報とともに、関係機関、地方公共団体等の広報媒体等を活用して、積極的に働きかけるとしてしております。

具体的方策としては、関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけを行う。このため、これらの団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供することとしております。

また、中長期的な取組の方向性としては、広報予算の充実を図る必要があるとしております。

12 ページ、③マスメディアとよりよい関係を築いていけないかという論点でございます。

現状でもマスメディア関係者との懇談会を定期的の実施しているところでありますが、当面の取組の方向性としては、マスメディア関係者と情報の共有や相互理解の促進に努めるという方向でございます。

具体的方策としては、引き続き懇談会等を充実することとしております。

④が季刊誌をもっと改善できないか、⑤がDVDをもっと改善できないかという論点でございます。

季刊誌については、時宜に応じた特集、トピックス等を掲載しており、また、子ども向けにコーナーを設け、周知を図っているところでございます。

DVDについては、シナリオ検討委員会を設置し、シナリオ全般について検討しているほか、配付先や貸出先から、視聴後に寄せられた感想等を集約し、今後の作成内容や広報の仕方などの参考にしているところでございます。

当面の取組の方向性としては、季刊誌やDVDについては、読者、視聴者等の意見、配付先における活用状況を参考にして、内容の改善や配布先の見直しを行うこととしております。

具体的方策としましては、これらの読者からの要請や意見を参考にして、必要に応じて改善を行う。また、季刊誌やDVDを意見交換会や講演等において幅広く使用していくこととしております。

以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

引き続きまして、13 ページ「5 リスクコミュニケーション（意見交換会）」～18 ページ「7 意見・情報の募集（パブリックコメント）」まで、小平リスクコミュニケーション官から御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小平リスクコミュニケーション官 引き続き、説明させていただきます。

13 ページは、特に意見交換会を中心としたものでございます。今までいただいている意見などから論点が5つほどありますけれども、リスクコミュニケーションを有効に機能させられないか、一部のひととの間のものにとどまっていないか、双方向性をもっと向上できないか、わかりやすいリスクコミュニケーション、意見交換会の開催方法をもっと改善できないか等々の論点がございます。

現状のところを書いてありますように、ホームページとか季刊誌など、さまざまな媒体によって情報の提供、更には「食の安全ダイアル」等によって双方向、更には意見交換会とさまざまなリスクコミュニケーションに取り組んでおります。

改善の方向性として、まず意見交換会につきましては、この専門調査会でガイドラインということでおまとめいただきました。

具体的方策のところを書いてありますように、それらを用いまして、目的・目標を明確にして、対象や規模、そしてやり方について多様な場を設定してみるということに取り組む必要があると思っております。

また、その対象者にとってわかりやすい資料になるような工夫が、引き続き必要かと思っております。

括弧に例えばとありますけれども、例えば消費者団体との共催ということで、この前、全国消費者団体連絡会と共催で阿南さんに進行をお願いし、農薬について意見交換の場を持たせていただきましたが、ああいった取組。あるいは来年早々に取り組もうと思っておりますけれども、小規模なサイエンスカフェなどの多様な場を設けていくのは1つの方向ではないかと思っております。

また、ダイアルとかモニター制度とかがありますので、そういった制度から上がってくる声を分析しまして、具体的方策にありますように、そういう声をリスクコミュニケーションに反映させていくことが重要であろうということで、ダイアルとかモニターも含めて、手段を有機的に連携するという。具体的方策の3つ目のポツにありますように、関心の高い評価案件については、メディアとか関係者との懇談、あるいは意見交換の場、ホームページによるQ & Aなどのわかりやすい情報の提供などを有機的な組み合わせでやっていく必要があるのではないかという案でございます。

改善の方向性の下の方に、中長期的取組の方向性がありますが、事務局内の能力の開発はもとより、人材育成のために、今、大学の中にコミュニケーションに関するような学部がいろいろできてきておりますので、そういった方々、あるいは研究生や卒業生との連携をうまく促進していくようなアイデアが考えられるのではないかとこのところでございます。

続きまして、リスクコミュニケーション推進事業です。

これは地域においてリスクコミュニケーションを担っていただく人材を育てるということで、地

方自治体と共催で進めてきているものでございます。

14 ページの上の取組の方向性のところになります。これまでには特にリスク分析の考え方とか、あるいは食品安全委員会は何をやっているかといった基礎的な内容を中心に人材育成してきましたけれども、今後はリスクコミュニケーターなどの高度な技術の養成に力を注ぐ方向はどうだろうかということ、更にそういった養成講座に参加した方を、右の方の具体的方策のところにありますけれども、活動の把握とか、要望の意見・聴取を行いながら改善を進めていく。あるいは受講者が活動しやすいように、要望に応じて我々がつくっている資料や素材をうまく提供できるような連携をしていくということ。更にはそういった受講者が実践できる場として、リスクコミュニケーションの場を地方自治体と共同でつくって、そういったモデル的なものをやりながら、ほかの地方公共団体にもこういうやり方ができたよといった情報を提供していくというアイデアでございます。

⑦は、主導的な役割を果たせないかということですが、リスク分析の枠組みの中で、管理機関と連携して、リスクコミュニケーションを推進してきているところでございますけれども、取組の方向性のところにありますように、今後、消費者団体など、関係するようさまざまな取組をされている団体との連携、あるいはリスクを管理している機関でも地方組織がありますので、そういったところとの連携、また、地方公共団体とも一層連携していくといったことを考慮していくことが重要ではないかという案でございます。

⑧は、自治体を対象とした会議である食品安全連絡会議です。

先ほど説明の中にも出てきましたが、自治体の方々のニーズの高い議題を掲げて、できるだけ関係者に広く参加を呼びかけるということと、もう一つ、ほかの関係府省でもこういった食品に関する会議を開いていると思いますので、食品安全委員会もそういった場に出て行かれるような機会をいろいろいただいて、連携をはかるといったことを載せてございます。

⑨は、リスクコミュニケーション専門調査会の審議内容の改善でございます。

現在、現状のところを書いてございますように、5項目の内容について審議を進めていただいているという状況でございますけれども、5項目を中心に議論するということですが、社会的な関心事項なども含めて審議を行っていくようなことを検討してはどうかということ、具体的にも今後このディスカッションの中でいろいろアイデアがありましたら、この専門調査会の進め方についても御議論いただければと思っております。

16 ページ「6 食育（消費者啓発）」でございます。

①としましては、子どもに対して行っているジュニア食品安全委員会の充実ということですが、

現状のところを書いてありますように、夏休みを中心に、東京において3回程度実施しているという状況です。改善の方向性として、こういったものを地方においてできないかということ

で、地方公共団体と連携して、子どもを対象にしたような意見交換会の場として実施することが考えられるのではないかとアイデアでございます。

②は食育の内容をもっと充実できないかということです。

現在、子ども向けのジュニア食品安全委員会の実施でありますとか、子ども向けの冊子、わかりやすいDVDなどをつくっているところがございますけれども、改善の方向性のところにありますように、もう少し食品の安全性についてわかりやすく学習とかができるように、教育に関係するような機関あるいは団体との連携を図っていったらどうかというのが案でございます。具体的方策のところにありますように、例えば修学旅行生を含めて、訪問学習に食品安全委員会に来ていただく。訪問される方はいらっしゃるんですが、それらをこういうふうに入れますよというPRを積極的にして、訪問学習の場の1つにさせていただくというアイデア。

また、家庭科の先生など、教員が10年ごとの研修といった制度が来年度から入るといった状況も聞いておりますので、そういった教員の研修の機会をとらえて、食品の安全性をわかりやすく指導者に教えるような講座に講師を派遣するといったことが考えられるのではないかと。あるいは食品に関係するような栄養士、医師、獣医師、薬剤師等を育成している大学とか短大からの要請に応じて、こちらから講師を派遣するといったことについてPRを行う。また、関係する学会などにも講師を派遣できますよといったことでPRを行って、連携を深めていく。更には中学とかの授業で勉強するときに、ちょっと横に添えて読めるような、授業で使用できるような簡易な教材を作成するというアイデアでございます。

更に③のところ、消費者教育をもっと充実できないかといった論点がありますが、これは情報提供、広報、リスクコミュニケーションそれぞれの取組が相まってこういったことになると思いますので、それぞれの論点の中に記載されているという整理でございます。

18ページ「8 意見・情報の募集（パブリックコメント）」でございます。

委員会が行う、いわゆる意見・情報の募集（パブリックコメント）に意見等を出しやすいように改善できないかということでございます。

現在、評価案件などにつきましては、原則30日間、意見・情報の募集を行っております。これまでに10月1日現在で379回実施してきているという状況でございますが、件数が限られているといった課題もございます。

それから、その内容については、管理に関する意見も多数見られるということがございますが、関心が高いと予想されるような事案につきましては、その内容の理解の助けになるような工夫を引き続き行っていくことが重要ではないかということで、評価書がやや難しいというものにつきましては概要を付けたり、あるいはQ&Aをつくって、その内容がわかるようにしたり、意見交換会な

どの実施によって評価内容に対して意見・情報を出しやすいような環境をつくっているといったことが考えられるのではないかとということです。

②、③なんですけれども、出された意見が施策に十分反映されているのか、あるいは業務の改善に結び付いているのかということでございます。

ここは引き続き頑張るといふことにならざるを得ないんですけれども、いわゆる評価書案などに寄せられる科学的な意見につきましては、それぞれ検討して、それが評価書の中に盛り込めるかどうかにつきましては検討し、更に評価書案を変更しております。

また、事業の実施につきましては、企画専門調査会を中心に年度の事業計画などを立て、そしてそれをフォローアップしておりますが、そういった検討の中にきちんと反映されていくということが考えられると思います。

以上、説明を進めてきましたが、食品安全委員会の改善の検討がこのように進んできておりまして、リスクコミュニケーション専門調査会で議論してきていただいていることをもしかしたら追いついてしまう可能性があります。というのは、食品安全委員会の改善についてのとりまとめは、3月までに行いたいということになります。リスクコミュニケーション専門調査会での議論との整理でございますけれども、事務局としては、その改善といったものがまとめられる過程においては、このような意見の聴取の場がありますので、そういった場を通じて、その改善の方向の中に皆様方の意見を入れていただくということとともに、とりまとめられた後も、それに沿って進んでいかなくてはいけませんので、専門調査会の方から具体的な取組に当たってどうしていったらいいのかということも、引き続き議論いただきながら進めていくのはどうかと考えています。本委員会から議論してほしいということにいただいている宿題というのは5項目ですので、5項目に関連しながら、この改善の方向性をより具体化していく中で更に議論を進めていただくといった整理をしたらどうかと感じております。

説明は以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

食品安全委員会として5年間の活動の成果に基づいて、今後の改善に向けてということでおまとめになったものが資料1だと思います。そのうち、リスクコミュニケーション専門調査会に関係すると思われるところを重点的に説明していただいたわけですが、全体が長いので、少し分けて御議論いただいたらどうかと思います。

最初に角田勸告広報課長から御説明いただきました、6ページ「(2) 食品安全モニター」～11ページ「4 広報」までを最初に取り上げて、次に小平リスクコミュニケーション官に御説明いただいた13ページ「5 リスクコミュニケーション(意見交換会)」～18ページ「7 意見・情報

の募集（パブリックコメント）」まで御議論いただきまして、最後に全般について、今後のリスクコミュニケーション専門調査会の進め方自体も含めて御議論いただいております。そんな形で進めていきたいと思っております。

それから、小平さんからお話があったように、私たちは5つの課題ということで、リスクコミュニケーション活動そのものの検証ということと、地方自治体との連携、情報公開、透明性の課題、食育の問題、国際的な連携ということで御議論いただいております。そのうち、最初の3つについては、それぞれ進捗を見ておりますが、あとの2つについては、まだこれからというところがございまして。ですが、食品安全委員会としてのとりまとめを年度内にまとめたいということが、食品安全委員会としての御要望だということなので、場合によって、5つの課題を超えてこちらが先にまとまることもあるということです。私たち食品安全委員会のまとめに沿って、5つの課題を十分検討していければと思っておりますので、そういったことで御理解いただければと思っております。

それでは、御異論がなければ、今、御提案申し上げたような形で、最初の6～13ページのところまでについて、御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

阿南専門委員、どうぞ。

○阿南専門委員 今の進め方についてですけれども、食品安全委員会の検討で年度内にとりまとめるというものと、もともとこの専門調査会が持っています5つの課題のところをもうちょっとはつきりと説明していただけませんか。年度内にとりまとめるところには、今まで5つの課題の中で深められてきている部分もあります。それは反映できると思いますが、引き続き検討することですので、それが例えば最終的には方向がちょっと違う場合もあると思っております。そこは構わないということですね。

○関澤座長 現在のところあまり進んでいないのは、食育と国際的な連携の部分です。今、御紹介されたところでは、国際的な連携のところは触れていなかったと思いますが、食育については、既にここで今日御紹介があったので、皆さんの御意見も今日と次回に出していただけて、それも踏まえて、5つの課題のうちの残りについてやっていくということになるのではないかと思います。具合が悪いでしょうか。

○阿南専門委員 具合が悪いことはありませんが、進め方が整理できないものですから、どこでどういうことを考えていけば、どこでどういう結論を出せばいいのかということがちょっとわかりにくかったものですから、申し訳ございません。

○関澤座長 リスクコミュニケーション専門調査会として、5つの課題というものを自ら掲げて、食品安全委員会からも依頼されたわけですから、もう少しスピードアップして、まとめていけばよいのですが、途中で専門委員の交替とか、そういった事情も幾つかあったりして、必ずしも進まな

かったところもあります。作業グループをつくって、積極的に進んできたところもあります。私ともうちょっとバックアップすればよかったというところもあるかもしれませんが、進んでいないところは進んでいないというのが実際の事情ですので、それを急に3月までハリーアップということはちょっと難しいかなという判断です。

食品安全委員会としては、食品安全委員会としての5年の活動の成果を踏まえた新しい進展についてまとめたいという御要望なので、リスクコミュニケーション専門調査会としては、食品安全委員会のまとめに沿った形で5つの課題の御議論を具体的に展開していくのではないかなと思っております。

○阿南専門委員 わかりました。

○関澤専門委員 それでは、最初の6～13ページのところまでについて、御議論をいただけないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 8ページの②の社会に発信されている不適切な情報に対してですが、消費者の身近な生活の場から申し上げたいことがあります。社会的影響のことを考えますと、消費者にとって大変身近で、しかも信頼を置いております行政からの誤った情報が流れるということは、非常に影響が大きいと思います。各地域の市町村ですとか、消費者センターからの誤った情報等に関しましては、以前にもこの専門調査会で少しお話が出たと思いますが、一般消費者は、行政が出すものは安心して信じていいと信頼して参加しております。ですけれども、そこで過度に消費者に危険性を抱かせたり、また誤った情報が繰り返し提供される市民講座が見受けられます。

実際に私もそういう場に行って聞いてきましたが、その場合、なぜこのような市民講座が開かれるかと直接担当者に聞きましたが、その講座をつくるに当たっては、ほかの市町村で以前にやったから、それをそのまま推薦されてやってしまったとか、市民からもいろいろな意見を聞きたいとの声があるということでした。やはり一番重要だと思いますのは、市民からいろいろな意見を聞きたいというのは、ある意味ではもっともだと思います。現在開催されております市町村ですとか、消費者センターでも、例えば1つ添加物を例にとりましても、きちんと添加物協会の方からの正しい情報の講座もあります。それとはまた別に、市民からはもっとほかのいろいろな意見が聞きたいという声があるそうです。それに対してどのようなことをやっていけばいいのかというのが、1つ課題としてあります。

ともかく、行政そのものが誤った情報を出すということに関しては、緊急に対応していただかなければならないことだと思っております。

以上です。

○関澤座長 もしよろしければ、具体的な例を1つか2つでも挙げていただいた方が、わかりがよいと思います。いろいろな例があるのではないかと思います。

○田近専門委員 東京都ではないのですが、近隣の複数の市が共催という形で市民への消費生活に関する講座を開催しました。いろいろな課題を取り上げていましたが、その中に食の安全を考えるという公開講座がありましてそこに参加しました。私のように科学の専門知識がない者でも、その講座を聞いたら、やはりおかしいなというところが幾つもありました。遺伝子組換え等、BSE、アメリカ産牛肉に関する事など、とにかくたくさん、普通に聞いていても疑問を感じる事がありました。それに関して、市の方でどうしてこのような講師が選任されたのかと伺いましたら、他の行政機関でも起用されていて講演等の実績も参考にして選任したという話でした。

それからもう一つ。市民からは、やはりいろんな意見を聞きたいという声は実際にあるんだという話も以前聞いたことがあります。

そこで私は、このような講座が繰り返し行われたということには、非常に驚きました。それで一応、関係する担当者にもいろいろな情報を聞いてみたという次第です。

○関澤座長 ありがとうございます。行政から間違った情報が出てしまっているということについては、責任ある立場ということなので、今のお話は食品安全委員会が直接ということではないのですね。

○田近専門委員 市が主催です。

○関澤座長 ということらしいです。

阿南専門委員、どうぞ。

○阿南専門委員 今の御意見に関連してですけれども、私も例えばBSEの評価が、わざわざ委員長談話を出さなければいけないくらいに徹底されないということは、非常に問題だと思っています。例えば厚生労働省が何かの見解を出せば、それは地方公共団体にはきちんと受け皿があって、必ず通じるということだと思います。農林水産省もそうだと思います。

ところが、この食品安全委員会の地方との組織上のつながりは、明確でないと思います。ですから、食品安全委員会が出した結論あるいは情報というものが、必ず伝わるという仕組みをどうつくるかということが基本的な問題だと思うのです。

そのところをきちんと指摘した方がいいのではないかと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。

小平さんからお願いします。

○小平リスクコミュニケーション官 市民講座のようなものというのは、なかなか難しいと思うんですが、我々もこういうもので題だけです。既に公表になって、こういうものが行われていると

いうのはわかるんですけども、わかった段階であまりにも突拍子もないような題が付いているときには、多分そういった主催者のところと、お話をするというところから始めるという感じなのかなということを思っています。

我々の目に入るのは、既に公表されて、こういうものがありますよという段階なので、それからどうしようかなというのは、なかなか知恵がないので、次に何が改善できるかということをお話ししていくということができないのではないかと考えております。

あと、もう一つ。地方との連携につきましては、それぞれの都道府県あるいは保険所の設置市については、我々の窓口がきちんとありまして、そこは連絡がきちんと取れるような形になっております。全国の食品安全連絡会議にも、そういった方々が出てまいります。

どういう状況になっているかといいますと、そもそもいわゆる保健衛生関係の部局が窓口になっているか、あるいは農林関係の部局が窓口になっているか、あるいは自治体によっては、1つの食品安全の窓口ができて、そこが窓口になっているか。地方自治体によって窓口がさまざまでございます。

ただし、地方自治体の中において、食品安全委員会が出したような情報については、関係部局でお互いに共有していただくようお願いしていますので、その辺のところは一生懸命進めていきたいというところを思っているのですが、確かに系列でここにすぐ話が下ろせるという状況ではないんですが、きちんとした窓口はそれぞれのところで決めていただいて、そこにきちっと情報を流しているという状況でございます。

○関澤座長 唐木専門委員、どうぞ。

○唐木専門委員 今のお話は、非常に基本的な問題だと思うんですね。阿南さんが言われたようなBSEの検査月齢の問題は食品安全委員会が評価をして、厚労省が月齢を決めていて、地方に全部伝えているはずですが、それがほとんど無視されている。

あるいは遺伝子組換えについても、農林水産省がこの安全性は大丈夫と言っているものを地方自治体が野外作付を禁止するような条例をつくっている。そういう状況がなぜできているのか。これは行政と行政の話ではなくて、むしろ地方の政治の話が非常に大きいと思うんです。

ですから、行政から行政への意思の伝達はきちんと行われていると私は思っているのですが、地方自治体の首長さんが違うことを考えたときに、それが科学的に合っていないんだよということをきちんと言うパイプが、多分地方自治体の中ではないのではないかと。そうしたら、そこに国なり食品安全委員会が関与することができるのか。もしできるとしたら、どうしたらいいのか。その辺を考えないと、この問題は解決できないような気がします。

ですから、非常に基本的な問題であり、食品安全委員会がこれだけ一生懸命やっても、地方がな

言うことを聞かない仕組みは多分そういうことだろうと思いますが、もう少しよく考えて、改善策を考える必要があるだろうと思っています。

○関澤座長 田近さんからともともとそういうお話が出たので、私も気づいていることで申し上げますと、結局行政あるいは、行政の上に立っておられる政治家の方が発言をされて、それが大きな影響を与えてしまっているということなのですね。ですから、報道が間違っただけを伝えていても、政治家が言われたことをそのまま伝えていくにすぎないということがあると思います。

例えば事故米のときには、大臣がメタミドホスについては大丈夫だというお話をされましたが、その前に同じ方が、消費者がやかましいから徹底するということと言われていて、発言はそのまま報道されてしまうので、その後の安全発言は信用されにくいということがあると思います。

別の機会に、テレビで見ましたが、消費者行政担当の大臣が、輸入食品について検査の充実ということでお答えになっておられました。勿論それは決して悪いことではないのですが、そのときパネルで出席していた消費者問題研究者の方が、今まで輸入食品は10%ぐらいの検査率なので、20%、30%にすべきだということをおっしゃられました。大臣のお言葉を受けて言っているのですが、そうしますと行政というか、食品安全委員会や管理官庁は、どこまで検査をすべきなのか、あるいはどこまで実際にできるのかということをおっしゃって政治家にお伝えして、それに沿って発言していただくということをしないと、政治家の方は善意だと思いますが、消費者が願っていると思われることに沿った発言をされるという傾向があると思います。

同様に、1度BSEについてどこかの省庁や大臣が全頭検査するのでご安心下さいと言ってしまって、それを後から担当行政が幾らそうではないと言っても、トップの方がそれをきちんとおっしゃなければ、報道も発言を受けて報道していると思いますので、やはりそこらをきちんとサポートしていくことが行政の役割としてもあるのではないかなと思います。

多賀谷専門委員、どうぞ。

○多賀谷専門委員 先ほど阿南専門委員がおっしゃったBSEに関して言いますと、具体的な方法ではないんですが、食品安全委員会が各都道府県の長にアンケートをとったかどうか。何でしたら、アンケートをとって、ただ全頭検査をするかしないかだけではなくて、今後いつまでやるのか、なぜやるのかと同時に、よく言われた県民にきちんと意見交換などを含めて説明しているのかどうか。そこら辺を書いたアンケートをとるといっても、次の手段の1つの方法なのかなというのがあります。

それから、今、座長もおっしゃったように、メディアの報道は間違っただけがあると言いますが、事故米なども含めて、やはり私などが感じるのは、当事者が何を言ってもだめなんです。今回の事故米については、農水省が当事者であった。それが何を言っても、やはりメディアも消費者

も国民も受けてくれない。そのときに、今回の事故米もそうですし、こんにやくゼリーの問題から、いろいろな問題について、食品安全委員会は談話とかいろいろな形で出してもらっていますので、そういう形のものが非常に重要だと思うのと同時に、やはり最初に戻りますと、メディアの間違った報道に対して、いろいろ抗議をしているところがあると思うんですけども、やはり食品安全委員会として、食の安全問題に対しての間違った考え方については、正々堂々と抗議をするなり、修正を求めて、先方が応じなければ、それを何かの形で表に出すということ。これはホームページに掲載するとか、何がいいのかわかりませんが、そういう形までやらないと、本当の改善というものはないのではないかなと思います。それを出すことで、逆に国民の方々も理解されてくるのではないかと私自身は思います。

○関澤座長　どうぞ。

○中村（憲）専門委員　自治体からの不適切な情報ということですが、東京都の場合、大きな自治体で一律ではないので、行政部門としては、厚生労働省の関係と農林水産省の関係、消費者行政をつかさどるには生活文化スポーツ局があり、そういうところの主催のイベントなどで、我々から見ても違う意見だとは思いますが、それに対して意見を内部的に言う場合もありますが、不適切だと判断することについては、多分それを判断することには迷いますね。まさにこの場だっていろんな意見があって、ある人から見れば適切な意見ではないと思うかもわからないので、なかなか難しいところですね。メディアにおいても一律ではなくて、社会部の記者の人は、時間制約の中で書く記事を、科学部は違う異なる視点からというのはあるので、どこをとらえて、どう不適切というかはわかりません。

それから、今の東京都の中の行政の分離を言いましたけれども、阿南専門委員がおっしゃったように、国だってそうです。厚生労働省と農林水産省と食品安全委員会。全国会議は、先ほど小平さんのお話でありましたが、厚生労働省は全国会議を持っていますし、農水はJASの関係でその専門部署を集めています。では、食品安全委員会主催の会議については、出てくる部局の6割ぐらいが衛生部門で、4割ぐらいが農水部門あるいは消費者部門。場合によっては、そのうちの2つの部門が出てきたりします。東京都の場合も、衛生部門と農水部門が出席していますが、都庁内でのその周知が不徹底になりますね。ですから、そういう縦割りの弊害は、むしろ国の方が抱えていると思います。現在消費者庁のお話がありますが、こちらの委員会の位置づけがペンディングだということで、そういうこと自体もわかりにくくしています。

ですから、こちらの情報発信は、農水の部分にも伝わるし、厚生労働省の部分にも伝わるし、消費者分野にも伝わる。非常に多様には伝わっているのですけれども、それぞれがどれぐらい重みを持って受け止められているかというと、今、機関委任事務ではありませんので、例えば厚生労働省

の通知が出たからといって全部従う義務があるわけではありませんが、ただ、非常に参考になる場合が多いので、重視して参考にしますが、その重視の比率は部門により、同一ではない場合もあるということを、参考に申し上げたいと思います。

○関澤座長 BSEの問題で多賀谷さんが言われたので、私も地方でいろいろお話を伺う機会もあるのですが、やはり20か月齢以下を分別して、そこからは検査しないということを実際に行うとなると、かえって手間とお金がかかるということを実際に検査を担当する方はおっしゃっておられます。それとほかの県が継続するということがあれば、内輪の話としては、ある程度横並びということも言っておられるようにお聞きします。

また、生産県では、生産者の方がやはり国のお墨付きが欲しいということで、国のお金で検査してくれるならばありがたいと言っていらっしゃるというお話も聞きます。

報道が間違ったことを言ったり、消費者がそのように要求していると言われがちですけれども、消費者が必ずしも全頭検査をしろと言っているということではないのではないかと私は理解しています。

○田近専門委員 話が随分広がって、お聞きしていたんですが、日常生活での消費者の立場で一番言いたいことは、行政がやる例えば大きな食品安全委員会の意見交換会ですとか、農水がやるものですか、そういうものはなかなか一般の消費者が参加することというのは、非常に難しいところがあります。ですけれども、一番身近な地域の消費者センターですとか、市町村でやるものには、大変行きやすく、みなさんよく行っていらっしゃると思います。特に関心のある方は行っていらっしゃいます。

そういうところで、非常に間違った情報が流されますと、そのまま消費者は信じてしまいますので、そこを私は一番危惧しております。今年の夏以降、3回そのような疑問だと思われるものに出たのですが、その中の2つは、そんなに私も疑問視することはないと思っておりますが、最後の1つに関しては、どうしてこのようなものが繰り返し今までやられてきたのかなということに大変疑問を感じました。行政主催のものに関しましては、消費者は信頼性が高いと認識して参加します。ごく身近な地域で、行政主催でそういうものが繰り返し行われているということに、やはり疑問を感じました。

○関澤座長 田近さんの最初の御指摘だったと思います。食品安全委員会が各市なり町でどういったことをお話しされているかということをお全部把握することは、多分難しいと思うんですが、科学的に明らかにおかしいということをお話しされているということがわかれば、できる限りモニターさんとか、田近さんのような方から食品安全委員会にお伝えいただいて、ここは科学的におかしいということは言っていたきたい。

ということは、その市を名指しでということだけでなく、そういうお話を何回も講習でされるのは困るのではないかと、例えばホームページとかメルマガとかで掲載していただくことによって改善される面があるのではないかと思います。直接的に食品安全委員会がどここの市にこれを直してくださいというのは、言えるルートがあるのかどうかちょっとわからないんですけれども、繰り返しなされているとすれば、それからテレビ報道などで、ダイエット関係でときどき極端な報道があって、それで被害を起こしてしまったということもありますが、そういったときに科学的な面からその食品だけをとってよいというものではないということは、既にメルマガとかで御指摘されていると思いますが、ホームページ等でも、本当に被害が出ているようなことについては、今後も御指摘いただければと思います。

近藤専門委員、どうぞ。

○近藤専門委員 今、メディアパトロールみたいな考え方が非常に注目というか、重要視されていると思うんですけれども、これは難しい問題があると思うんです。

というのは、例えばいわゆる“なんちゃって科学者”とか、えせ科学者とかという方々が、実際に本当に専門の方々から見れば、そういうふうになんか言わざるを得ない方々もいらっしゃるの事実ですけれども、それはそれなりに1つの言論というか、表現の自由もありまして、例えば新聞社でも科学部で書く方と社会部で書く方の書き方は、同じことでも違う。社会部であれば、骨が付いた肉が売られていた。最後の方に骨が付いていても大丈夫というように、最後まで読めば書いてあるというけれども、何を見出しに持ってくるというのは、ある意味ではその人の表現の自由なわけです。それから、地方行政が勉強会をやって、この先生を呼んでくるのは、その先生を呼ぶなということとは言えないわけですね。ですから、間違った情報は仮に一つずつつぶしていったとしても、それは無理なのであって、ではどうすればいいのかと、放っておくわけにはいかないわけですから、やはり食品安全委員会が頑張って正しい情報をアピールし続けるしかないと思うんです。

あともう一つ、やはり人間は、やばいという情報を欲しがるわけですから、同じやばいでも、これとこれがあって、これが一番問題なんですよという正しい情報をしつこく出し続ける以外にない。それでここに行けば、本当に正しい情報があるらしいという、情報の提供のやり方。お金をかけないで、できるだけ広く、薄く大勢の方々、もしくはその地域のまさに消費者センターであれば、そこにチラシを置く。置けば、田近さんがおっしゃったみたいに、セミナーを聞いた。そのチラシを見れば、あの先生の言っていることは違ったということがわかるわけですね。ですから、その先生にしゃべるのではなくて、こちらにほかにもきちんとした情報がありますよということを努力して言い続けるしかないと思うんです。

ですから、間違った人を見つけて叩きのめすということは、ある意味では不可能だし、それは民

主義の世の中ではやってはいけない。むしろ、行政が情報をコントロールしていく方が恐ろしいことだということは、私たちは認識しておきたいと思います。

○関澤座長 近藤さんがうまくまとめてくださったというか、拾ってくださったと思いますが、もし間違ったことが出ていたら、食品安全委員会が科学的な信頼をおける情報源であるということをし繰り返し発信し続けていくということで、その役割というものを多くの人に知ってもらって、それを頼りにしてもらうことが必要なんだと思います。メディアを直接批判するとか、あるいはある特定の先生を直接名指しで批判するということは、恐らくなかなかできないことではないかなという御指摘だったと思います。

○多賀谷専門委員 今の近藤専門委員のお話も含めてなんですが、要するに幾らやっても、おっしゃるとおりモグラたたきなんですね。ただ、いろいろな団体だとかいろいろな業界を含めて、メディアウォッチングとかメディアパトロールをやっているとかございます。企業もやっているはずなんです。ただ、それをぶつける先がないというのも事実なんですね。

そういう面で、これは1つの提案でいいかどうか、私の勝手な提案なんですけれども、食品安全委員会で勿論安全ダイヤルだとか、一般国民対象でそういうものがあるんですが、せっかくここでメディアのこういうことがあるのであれば、食品安全委員会自ら間違った報道をチェックするというのは非常に難しいと思いますので、いろんなどころからの苦情的な部分の受入れをつくって見たらどうなのかと思います。要するに、団体を含めて、いろんなどころで間違った情報がある。それを地方自治体とか、そんな話があって、間違った情報とか講演がなされたときに、そういうものを受け入れるというか、聞く窓口をここに置くことができれば、それはそれでまた。ただ、それは表に出すかどうかは別ですけどもね。

ちょっと人手もかかり、金もかかるかもしれませんが、そんなことがもしできたらいいなと思います。単なるアイデアでございます。

○関澤座長 近藤専門委員、どうぞ。

○近藤専門委員 先日、広報課長にもちょっと話したんですけども、本当にごく一般の消費者、あまり一般には知られていない食品企業でも、食に関わる方々でも、食品安全委員会というもの自体を知らない方や会社はたくさんあると思うんですね。一般の消費者が、自分の食べているもの、自分が関心のある食品の情報を得ようと思ったら、皆さん御自分のことを考えていただきたいと思いますが、行政のページには行かないですよ。大体は企業のページに行きます。それから、Yahoo!とかGoogleとか楽天とかに行きますよ。そういうところにどんどんリンクを張ってくださいというお願いをしていく。こちらからリンクを張るのではなくて、向こうに食の情報には安全委員会のリンクを張ってくれと。例えば最悪でも、食品の業界団体がありますね。業界団体のページに張る。

そうすると、業界団体に企業は大体リンクしていることが多いですから、そこから行けるとかね。まず、食品安全委員会をもっと食品企業や食品業界にアピールされたいかがですか。一般の消費者は、むしろそういうところから安全情報、例えばミネラルウォーターの賞味期間の日持ちといったら、農水に行かずにうちのページに見に来ます。そういうところに例えばサントリーに、必ず食品安全委員会のページをリンクしてくださいねとか、そういう形で広めていくということは、お安く手軽にできる1つの方法ではないかなと思います。できるだけ多くの方に、何かあったら安全委員会に見に行くんだという意識づけをする方法をいろいろ検討していければと思います。

○関澤座長 お金のかからないということで、具体的な提案があったと思います。

おっしゃるように、食品安全委員会のホームページをすぐに最初に見に行くという人は、私もいろいろなアンケート調査の中で、食品安全委員会や厚生労働省のホームページを見ましたかとか、うまくそれを見つけられましたかということは何回か聞いていますが、見ているという人は、正直言って多くありません。しかも、なかなか自分の見つけたい情報が見つからないという苦情があるということも知っております。

しかし、もし正しい情報を提供されているのであれば、リンクを張っていただくということはすごく大事なことで、いろんな組織があって、地方自治体だけではなくて、栄養士会とか食品衛生関係の業界の団体とか、専門職の団体に常によい情報、きちんとした情報を提供し続けるということは大事だし、自ら全部アクセスしていただかなくて、最終的にそれを使っただけということに関連の専門団体や業界団体さんにリンクし、また連携していくということは、すごく大事ななと思います。

唐木専門委員、どうぞ。

○唐木専門委員 紙に戻りますが、最初の田近さんの質問は、8ページの②だと思うんです。では、ここをどうするのかということなんですけれども、現状はこのとおりだと思います。リスク評価に関して重大な誤り等がある場合には、訂正の依頼等を行っていく。これが食品安全委員会がリスク評価機関であるということで、評価以外のこと、すなわち管理には直接あまり口を出せないという見解がここにあると思います。

しかし、今までの議論でわかるように、ほとんどの多くの人々が興味を持っているものはリスク管理に関するものであり、リスク管理に関するリスクコミュニケーションを求めている。そのギャップをどうするのかというものが、非常に大きな問題だろうと思います。

ですから、先ほどちょっと言いましたように、地方自治体の首長さんが、リスク評価の結果と違う、あるいは厚労省のリスク管理策とは違うリスク管理策を地方で独自におとりになることは、必ずしも間違いではない。リスク管理というのは、民意によっても動く。それが科学的に間違ってい

れば、これは評価結果の科学とは違いますよと言えるけれども、それが無い限りは、地方自治体の管理について、これはまずいということを食品安全委員会が言うことはできない。では、どういうリスクコミュニケーションをすべきなのかということも、ここにちょっと書いておくべきだろうと思います。

もしリスク評価の結果と著しく違うような管理策をとることについては、地方自治体の自由だけれども、必ず説明責任を伴う。きちんとした説明をしてくださいということぐらいは、言うべきであらうと思うんです。

検査月齢の問題についても、確かに頭数が少なければ、分離して検査をする方がお金がかかるとか、いろいろな理由があることはありますけれども、ただ、どこの地方自治体も県民あるいは消費者が望んでいるから以外の理由をはっきりと述べていないというところが非常に大きな問題であって、そのところは安全を守るためではなくて、皆さんが本当に望んでいるんだから、安心のためにやりますという説明を本当はきちんとすべきなんだけれども、そこをしていない。それをきちんとやった方がいいですよということぐらいは言えるのではないかと思います。

したがって、このところで「誤報等の情報については、その社会的影響に応じて、訂正の必要性等を」という回りくどい文章が書いてありますが、そのところにそういった意味のことが含まれないのかなというところが、簡単ですが、私の1つの提案です。

○関澤座長 管理について、明らかに科学的に違ったことがあった場合には御注意するというところまではいいと思います。

○唐木専門委員 注意というよりも、意見を述べるということですか。

○関澤座長 それで唐木さんが言われたことですが、専門家の方や行政の方が、消費者が言うからと、消費者が間違った主張をしているみたいなことを言われますが、それは「消費者が言う」ということを“だし”に使っているだけの話なので、そういう決めつけはしない方がよいと思いますね。

○唐木専門委員 ですから、地方自治体が、消費者が望んでいるから全頭検査を続けますという首長さんのコメントを出しておられる。これについては、きちんと我々もコメントを出すか、質問をする。消費者が本当に望んでいるというのは、例えばどういう証拠があるのかということ、アンケート調査をとると、ほとんどの消費者は全頭検査をやってくださいと言うんですね。ですから、消費者の意向を本当につかむというのは、かなり難しいこともたしかです。ですから、そこで議論はあまりしたくないと思います。

○関澤座長 それはアンケート調査のとり方なので、大臣が検査を充実させますと言ったときは、皆さんが喜ばれるのはある意味で当然のことだと思います。その発言を受けているだけの話なので、検査をどんどんしてくれるというなら、お金とか手間のことまではすぐには考えません。むしろ食

品安全委員会としては、検査というのは管理マターの1つになるとは思いますが、科学的な評価からいえば、例えばどこまで統計的な指標も含めて検査をするということでは十分なのかということではきちんと言っていくことは多分できると思うんですけども、管理マターの一環でもあるので、難しいと思います。既に行政のトップの方が言われたことについて、それが間違っていた場合には、むしろ行政の中できちんとしてそれを正しい方向で言っていただけるようにしていくということがすごく大事なのではないかなと思われま。

今、田近さんから御指摘のあったことを中心に御議論いただきましたが、幾つか文章まではいいていませんけれども、改善すべき御意見が出たと思います。それを事務局の方で整理していただいて、食品安全委員会に是非お伝えいただけないかと思ひます。

また、もう一回、1月に御議論いただく機会がありますので、そのときに食品安全委員会としてはこういう形でまとめたいということもお聞かせいただひて、また御議論いただければと思ひます。

ほかに何か御指摘はございませんでしょうか。

○中村（憲）専門委員 あればいいというよりは、最近役に立っているのは、食品安全委員会が一連の事件でポジションペーパーというんでしたか、ハザード情報シートをリアルタイムで出しているんで、東京都としても非常に役に立っております。

メタミドホスのときには少し遅れたのは最初の事件だったからで、あれからメラミンだとかかび毒だとかのさまざまな事件がありました。都の中でもこのような資料をつくれと言われてはいるんですが、あれが翌日にアップされていると非常に助かります。何にしても情報提供というのはタイミングなんです。是非そういう形でリアルタイムで反応していただくと、都もリンクを張っているし、先ほど企業のホームページへのアクセス数が多いとのお話がありましたが、東京都のHPへのアクセスが非常に多いです。何か問題があり多いときには、月に100万ぐらいのアクセスがあります。それに、こちらへのリンクを張っていますので、情報提供というのはやはりタイミングだなということをは非常に思ひます。

それで1個だけ注文をつけると、食品安全委員会としてサイエンスとしては濃度の問題にあまり触れていない。都では、プレス発表などにおいても、メタミドホスから始まって、インゲンの事件においても、農薬の高濃度のものは薬物あるいは毒物と言っているんですよ。でも、多くの皆さんの議論は0.02ppmが検出されたのを残留農薬と言ひて、一方、ギョウザから検出された高濃度のメタミドホスについても、区別なく一緒のものになってしまっていました。メディアも消費者も、あるいは行政の中のひとでさえ、この区別が明確になっていない場合が多いように思われました。そして、この濃度のことについて、食品安全委員会があまり言及していないのですが、実はこのことを一番言ひてもらひたい。

そこで私の立場では、すべてのメディアに対して濃度の違いを強調して言ってきてはいるんですけども、是非、この高濃度の問題では、むしろ残留農薬という表現をせずに、今度のインゲンなどは、薬物あるいは毒物だという表現をしていただけるような工夫、そここのところも含めて、是非リアルタイムでやっていただければ、すごく活用できると感じております。

期待も込めてということで、以上です。

○関澤座長 どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 緊急時対応については、本当に情報をいかに早く出すかというところで対応している状況なんですけど、濃度についても例を挙げてこういう濃度が出ましたが、ADI との関係からこうですよという解説を後ろに付けているんですけど。

○中村（憲）専門委員 メディアの人と議論をしたんですけども、ADI の摂取量の1万倍という表現について、メディアの多くの人たちは、これらの2つは違うものと見ている場合が多いようです。従って、こちらは1であちらが1万だから、別物として書いてくれてはいるんですけども、1万倍ということは、残留農薬基準を1に置いて、連続線上にある評価とも言えるので、確かに誤解が生じる場合もあるんですよ。ですから、このような表現でも誤解を生じる場合があると思っております、私は、これら2つの濃度の違いは、まったく別物だと明言しているんです。

ですから、ADI をもって1として、1万倍という表現で違うように表現しているとサイエンシストは思うわけですけども、受け取っている人は連続線上でとらえる場合もあるというのを感じたわけです。別物だとはっきりと言わないといけないんです。そういうことをプレスとか、あるいはいろんな方とお話しして、そういうふうに感じました。そういう意味では、このことを伝えるのは、本当に表現方法が難しいなと思いました。

○関澤座長 そうですね。農薬の残留基準の問題というのは、とてもわかりにくいと思います。私も学生の講義で説明するんですけども、ADIの方は体重kg当たりのベースで表現しているのに、残留基準の方は作物のkgあたりのmgをppmで出しているということとか、農薬にはいろいろな作物に適用作物があって、それらへの残留を全部足し合わせても大丈夫という決め方をしているということは、ほとんどの方がなかなか知らないということで、これはおっしゃったように、繰り返し説明していく、あるいはその法律の適用において、超えたから直ちに回収という措置が取られておりますけれども、国際的に見ますと、外国ではそういうふうにしていないところもあります。検査の不確実性ということ踏まえて、そのようにやっているということは、国際食品規格の正式なドキュメントにも書いてあります。我が国では基準値を超えたら直ちに、回収、廃棄というパターンが確立してしまっているんですけども、それでよいのかということも含めて、食品安全委員会の管理マターではないですけども、管理官庁とも御議論いただくことも必要かなと思います。失

礼しました。

○千葉専門委員 参考までに教えていただきたいんですけども、6ページの最初のところに、470人の食品安全モニターがいると書いてあるんですが、これは地域的には、例えば1県10人とか、そういう決め方なんでしょうか。

○関澤座長 御質問ですね。

○角田勸告広報課長 モニターの選定の仕方につきましては、470人いるわけですが、これは任期が2年でございまして、そのうち毎年1年ごとに半数を改選しております。例えば、1回の改選のときには235名ですが、まず各県に1人ずつ配置した上で、あとは直近の国勢調査の人口で割っております。ですから、20歳以上の方の国勢調査の人口で、各県ごとに比例させているということでございます。

そういった意味では、東京都と島根や鳥取との人数はかなり開いておりますが、1人は置いた上で、あとは国勢調査による人口の割合に応じてということをしております。

○千葉専門委員 非常によくわかりました。

あちこちに地域という言葉が出てくるんです。それから、田近さんがおっしゃったように、ある地方都市で講演会などを開く場合、その地域からモニターが出ていることになりますか。それはわかりませんか。というのは、そういうところなるべくモニター方に参加していただいたらどうなのかと思いました。

○小平リスクコミュニケーション官 モニターの方と我々がやっている活動のことについてお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

当然モニターの方も地域で開かれる意見交換の場に出ている方もいらっしゃいます。すべての方が出ているわけではないんですが、そうやって出られた方については、私はこういうものに出たんですけども、こんなことが話し合われて、こんな感想を持ちましたというのはモニターの報告で上がったってきておりまして、それは我々としては大変貴重な情報として頂いています。

一方で、もう少し取組を強化していきたいというところでは、こちらの方で人材育成の講座を進めているんですけども、やはりモニターの方というのは食品の安全性に関して大変関心が高い方なので、地域でリスクコミュニケーションを進めていただける担い手の1人として活躍していただけるようであれば、また一層いろいろないい面が出てくるのではないかとということで、すべての方がそういうものを進んでやっていただけるかどうかは別にしまして、そういう御希望のある方は是非人材育成講座などに来ていただいて、リスクコミュニケーターの一員としても活躍いただけないかという方向で進んでいきたいと思っております。

○千葉専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○関澤座長 それでは、先に岡本さん、どうぞ。

○岡本専門委員 私も今のお話の続きなんですが、モニターもさせていただいたことがありますし、人材育成の講座にも何度も出させていただいています。何かもう少しうまく連携がとれないかとよく思います。普通モニターというと、本当に国民のだれでもいいですという中であって、食品安全委員会のモニターは条件がきついとか、普通の人には敷居の高い条件であるかわりに、逆に言えば、ある程度基礎的なベースができている方が多いと思います。だから、そういう方をもっとうまく使えないかと思えます。わざわざモニターに応募してくるほど熱心な方なのですから、もうちょっとうまく活用できたらいいのではないかと常々思えます。

それに対して、地方でなさっている人材育成の方の講座は、場所によってとか会によってレベルがバラバラだと感じます。この方たちが進めていって大丈夫かという方も正直いらっしゃいます。ベースのあるモニターの方とか元モニターの方をもうちょっと活用できたらよりよくなるのではないかと思います。

それから、普通の人にとって管理組織や評価組織ということは全然頭の中に入っていないと思います。中にいる方でもそれは違うのではないかと思う方もいらっしゃるぐらいですので、普通の方にそれを理解しろというのは無理だと思います。電話をかける先が「食の安全ダイヤル」なのかどこなのか。今、問い合わせできる場所は、メールを含めていろんな部署があります。まずどこに問い合わせがいいのか悩む段階から始まって、お返事がすぐにいただけないと、これは違うところにかけてしまったのかと悩みます。たらい回しと言うと怒られますけれども、いい意味で、情報にたどり着く道筋、そういう情報もほしいと私は個人的には思えます。

私も質問ですが、メルマガの読者層で主婦が少ないというお話が書いてありましたけれども、メルマガの読者層はどのような分類になっているのか教えていただけませんか。

○船坂課長補佐 お答えいたします。

一番多いのが食品関係事業者の方々ということで 36%ほどになっております。その次に行政です。これは自治体の職員、また独立行政法人の職員などを含めまして約 16%になっております。次が食品関連研究機関や教育機関ということで、これが約 10%になっております。そのほかと申しますか、主婦、学生、無職の方というのが約 9%という状況でございます。そのほか、数は少ないですが、消費者団体、生活協同組合の方が 4%ほどという状況でございます。

○岡本専門委員 ありがとうございました。

私がどうしてこれを質問させていただいたかという、私たち一般人にとって難しい内容が多いと思います。特にパブコメをなさっている以上仕方がないのはとてもよくわかるのですが、こんな専門的なことは私たちには絶対に関係ないというのがずっと続いて、その後で育成講座があります

と書かれても、そこまでたどり着かない場合が多いのではないかと正直思います。ですので、もっと読者層をくくるとか、見出しだけをもっと簡潔にして、全体が目次のようにわかるようになって、その後詳しくなるとかそういう形にしないと、細かい話ですが、ほしい情報にたどり着く前にあきらめてしまうことが多いのではないかと思います。

事業者が多いとお聞きしてなるほどと思いましたけれども、情報をだれに伝えたいのか。それをきっちり考えた上で情報を出さないと、ぼけてしまう。対象外のところに情報を投げてでも受け取ってもらえない、それでは意味がないので、もうちょっと受け手と出し手がうまくコンタクトできるような仕組みがあったらうれしいと思います。

以上です。

○関澤座長 ありがとうございます。

確かにメールマガジンは私も読ませていただいて、農薬の評価をたくさんやっているのだから農薬の名前がたくさん出てくるわけです。農薬について意見のある方というのは主に農薬会社の方とか関連の業界や生産者の方だと思いますので、そういった方は恐らく何としてでも、今、どの農薬の評価をやっているのかとか、どこまできているのかというのは多分お知りになりたいと思います。パブコメはどれについて求めていますということで、詳しくはホームページのどこそこを見てくださいだけでもメルマガに載っていれば、それだけのことでアクセスしてくれる可能性が高いのではないかと思います。やはり並べる順番というのはすごく大事だと思います。フォントの大きさだけでなく、おっしゃったように、もし多くの方にもっと伝えたいことがたくさんあって、食品安全委員会としてそれがより重要だとするならば、それを優先させた並べ方というのは少し工夫が必要だと思います。

阿南さんはいいですか。済みませんが、どうぞ。

○阿南専門委員 私も食品安全モニターの資格と参加の仕方について意見を言いたいと思います。

岡本さんとほとんど同じ角度なのですけども、私は地方の生協の小さな集まり、組合員リーダーさんたちの集まりで食の安全について話すことがあります。食品安全モニターになっていらっしゃる方が何人かいらっしゃる場所は、非常にいい議論になる。うまく伝わるところがあります。ですから、そういう人たちをもう少しちゃんと活用していくことは重要だと思っています。グループで活動したり、そんなことができるようにしてはどうか。

それとモニターになる資格ですけども、ここも地域の生協で活動されている、ある程度活動をされた方には、専門の調理師さんとかそういう資格を持っていなくてもなれるような仕組みをつくる方がいいと思います。その方たちが果たしていく役割は非常に大きいと思っています。

先ほどもありましたが、そういう方たちが話し合っ、やりましょうということになれば、地域

の小さな意見交換会みたいなものをリードできるんです。そういうことを誘導できるような仕組みをつくっていくことが必要かと思います。

人材育成についても、いきなりリスクコミュニケーターなどと言われてしまうといきにくいので、わざわざこんな言葉を使う必要もないと私は思っていますが、そんな方たちが自主的にやっていけるような活動を支援していけば、十分にできると思います。

以上でございます。

○関澤座長 具体的な提案もおありだったので、資格の再検討や呼び方などいろいろ工夫があるということだったと思います。御検討ください。

それでは、山本様、よろしく願いいたします。

○山本（唯）専門委員 もっと基本的なことなんですけれども、8ページに「① 国民に対しても分かりやすい情報をできないか」とあります。この欄を見ますと、ホームページやメールマガジンという言葉、季刊誌というものも出てくるんですけれども、先日こちらとうちの消費者団体との話し合いの中でも出てきたんですが、恥ずかしいことながら、うちの団体の企画委員の中にパソコンなどを駆使できないとか、日常に取り入れていない者が約半数以上います。そうしますと、ここでこういうふうに話している分には通じることも、現実市民レベルになるとこのことはどうなのか。まずわかりやすく伝わるというときに、ネット媒体というんですか、リンクをはるとかそういうことを言っている、段階で現実の市民レベルと合わない現状というものがあるわけです。だから、まずそこからだと思います。

○関澤座長 先ほど来御指摘があったように、確かに食品安全委員会として地方組織をお持ちでない、直接ここへこういうことを伝えてくださいというのはしにくいと思うので、インターネットや報道関係者との座談会あるいは消費者団体との懇談会というもので対応されている。食品安全モニターというのは非常にすばらしい活動の1つではないかと思うんですけれども、なかなか難しい点があると思います。

私が先ほど申し上げましたのは、やはり食品安全委員会が直に伝えることができなくても、関係の組織があって、そこが食品関係でいろいろ活動なさっている、それが身近なところであればあるほど皆さん割と参加しやすいので、阿南さんのところでもいろいろおありかと思うんですけれども、そういったところに食品安全委員会の言っていることがまず伝わる。ツーステップになるんですけれども、間接的にでも信頼できる情報が伝わるような仕組みを工夫していくことはすごく大事だと思います。直でみんながインターネットを見なくても、それはできると思います。

○山本（唯）専門委員 私はもっと前の段階のことを言っているんです。

○関澤座長 そうですか。済みません。

どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 その辺は大変悩みどころだと思います。多くの情報はテレビや新聞から入るということで、できるだけそういったところに正しく情報が伝わるのが重要だと思いますが、食品安全委員会で番組を持つということはなかなかできませんので、政府広報などの取組の中で手を挙げていくとか、そういう地道な努力を重ねるとともに、紙媒体の関係ですと、例えば季刊誌を我々は発行していますが、その一部分をそのまま使っていいですかなど自治体から声があるんです。そういったものをどんどん使っていただくとか、あるいはそういうふうに使いやすいような情報を、そのまま転用できるような情報を自治体に我々から流してあげて、それが地域の紙媒体の中に載っていくような地道な取組の工夫を重ねながらしていく。今、そういう感じで思っているわけです。

○関澤座長 どうぞ。

○唐木専門委員 今のことで、情報を広く伝える上で、基本的に一番大事なものは、学校の先生が子どもに対してやる教育というものを忘れてはいけないと思います。

これは最近聞いた例ですけれども、ある学校の先生が非常にまじめに有機農法のことを子どもに教えようというので、有機肥料を水に混ぜて、そこに魚を入れてあげたら魚は泳いでいた。化学肥料を水に入れて溶かしたら魚が浮いてきた。これを見て子どもたちが化学肥料に恐怖感を覚えて、有機農業でなくてはだめだとみんな思った。こういう教育をまじめにやっているんです。塩水でも魚を入れたら浮くことは全く念頭にない。そういう教育が行われている。そこにどうやってアクセスをするのか。

ですから、例えば 11 ページの「4 広報」の一番右側の「具体的方策（案）」というところに、いろんな団体が出ています。この中に是非教育委員会とか教育関係の団体を入れていただいて、それから、先ほど小平さんがおっしゃったような情報の送り先にもそういった学校の先生などを是非入れていただいて、まず小学校の先生、それから、もう一つ大事なものは学校栄養士さんなんです。この2つの職種の方に正しい情報を伝えることが、遠回りのようですけれども、結局は非常に広く情報が伝わるのではないかと思います。

○近藤専門委員 17 ページにあります。

○唐木専門委員 11 ページです。

○近藤専門委員 17 ページの「6 食育（消費者啓発）」のところにあります。

○唐木専門委員 そうですね。食育と関係しますね。

○高橋専門委員 そうなんです。ですから、私は 14 ページのところで言いたいことがあったんですけれども、今、黙っていたら唐木専門委員に言われてしまったんですが、これはまた後で扱いま

すね。

○関澤座長　そうですね。

身近な例というと恐縮ですけれども、食品安全委員会から紹介されて「あなたの安心」というコラム担当の『朝日新聞』の記者さんの取材を受けて、お話をさせていただいたことがあります。そのときに、新聞記者さんは食品安全委員会が出している情報でわかりにくかったらしいのです。具体的な例を使ってお話をしたら、わかりやすいですとそれをコラムで紹介してくださったので、やはり報道関係の方によく伝えていただこうとすると、それなりの工夫が要ると思います。

食品安全委員会では専門でない方にもわかりやすく平易な言葉を使ってと説明する用語集がありますね。ホームページにも載せています。この用語集の言葉を講義で学生に見せると、わからないし、読むと不安になるということを使うのです。それをどう改善したらちゃんとわかってくれて不安にならないかということで、今、試しに私の研究室のネットか何かに改善の提案を、少し始めています。

いろいろ工夫することによって、読んだ人に不安を与えないでわかりやすくするという事は、幾つか可能性があるのではないかと思われるので、そういったことも今後は是非検討していただきたいと思いますし、私も自身でやった調査の結果をまた食品安全委員会にお伝えさせていただこうと思っております。

川田さん、どうぞ。

○川田専門参考人　昨晚の『NHK スペシャル』を御覧になった方はいらっしゃいますか。

○近藤専門委員　内部評価のものですか。

○川田専門参考人　はい。

○近藤専門委員　見ました。

○川田専門参考人　いい悪いは抜きにしまして、NHKがGメンのスペシャルをやっているわけです。ようやく食品に対する監視の目、偽装、あるいは表示違反をしましたら大変なことになるんだということを食品安全委員会から発するという事。

それから、先ほどから残留農薬などお話が出ましたけれども、単位の統一化を専門家にやってもらわないと1,000がいいのか1がいいのか。単位が違います。それについて、新聞によっては小さく解説が付くんですけれども、ほとんど付かないんです。

最近トルエンで毒という問題になっていきますけれども、トルエンについては量と使い方、経済効果その他を考えますと、決して悪ではないんですけれども、名前だけで悪ということも単位そのものです。

それから、ちょうどお前発言しろと書いてありますので、今日は鶏インフルエンザについてお話

します。日本国全体が非常に甘い。大変なところまできている。そして、これは本当かどうかわかりませんので調べていただきたいんですけども、ダチョウの卵から検出があるところの間新聞やら記事を読みました。

それこそ、今、いわゆる地層に対して化学物質が蓄積されているもので、上がまるっきり使えない空き地がたくさんあります。これにマットを引いて上をとという構想でしたら、大変安く空中の利用もできるし、ゴルフ場がまだまだ倒れます。

と同時に、こんなことを言うてはいけないんですけども、石原さんがついに参議院の宿舎を白紙にしました。あの地の一部を使って、テスト的なダチョウの屋上をつくってみるなどをしてはどうでしょうか。

それから、人はたくさんあまっています。新卒が取り消しになったり、あるいはそれこそリストラが続いて職を持たない方々がたくさんいます。こういった方々の新しい職場、研究室あるいはテーマということを生懸命みんな考えて、インフルエンザのワクチン対策ができるんだったら、そういうことの見聞具申をしたい。

と同時に、リスクコミュニケーションの皆さんのお集まりのリスク分析と評価の内容であるというのはよくわかるんですけども、リスク評価を突っ込んでいくと、リスク管理になるのではないかと思いますので、リスク管理については見聞具申、こうした方がいいのではないですか、あるいはこういう方法もありますという自信を持った投げをやられたらよろしいのではないかと思います。

行政の縦割り、地方との連携、今、私は環境の問題でいわゆる VOC の排出抑制を生懸命やっていますけれども、問題だらけです。聞いてくれませんし、協力してくれませんか、強制的な数値については絶対にやれ、自主的管理、自主的規制について自分たちでやりなさいという形に対して、自主的については自主的というのが法律ではないかということを生ら言っても、自主的は自主的だ。自分たちで管理しなさいとおっしゃるところと、自主的だから一緒にやりましょう。特に環境ですから、お互いのコミュニケーションをとろうという形を、今、一生懸命とって行政もしっかりと携わります。

○関澤座長 御議論を本題につまましてに限っていただきたいと思います。

○川田専門参考人 私は意見を言わせていただいているんです。座長、私が何か言うとすぐに止めるんですけども、ちょっと止めないでください。私は食育を一番最初に挙げていますし、止めないでください。話せと言ったから来ているんです。まだ時間はあります。

それから、議題に合わせて話せという問題ですが、今、議題に一生懸命合わせて発言しているつもりですから、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○関澤座長 どうも済みません。全体のスケジュールよりは少し時間が遅れているものですから、環境問題のお話と受け取らせていただきまして、失礼いたしました。お許してください。

○川田専門参考人 食品イコール環境です。すべて環境から始まって環境で終わって、環境ほどリスクコミュニケーションそのものという自体はないと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。以後注意しようと思います。

さて、食育の部分はこれからご議論いただくということで、高橋さんから御指摘がありました。これまで 11 ページの 4 のところまで御議論いただいたのですが、13 ページから 18 ページについて、既に唐木さんからも御指摘がありましたけれども、御意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。どうぞ。

○高橋専門委員 16 ページのところですけども、家庭科等の教員の研修とあるんですけども、今、まさに唐木専門委員がおっしゃったように、家庭科教員は勿論の大事なんです、家庭科に限定しない方がいいと思います。

といいますのは、家庭科教育の中で食の安全をどこで扱えるかということ、本当に時間が少ないんです。それ以上に小学校の担任あるいは中学校のその他の教科といったところの教員がとてもおかしなことを言っています。熱心な教員ほど、そういう勉強会で変なことを逆に学んで、それを真摯に子どもたちに伝えてしまう。そういう現象が残念ながら見られております。具体的に言うのはやめておきますけれども、現実にはそういう熱心な先生方ほど変な情報に惑わされているという残念な現象がありますので、その辺にも御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○関澤座長 「改善に向けた検討」本文中の場所は忘れましたが、副読本についても改善したものを御用意されていると書いてあったと思うので、是非そういうところで使っていただけるようなものを御用意いただければと思います。

どうぞ。

○高浜専門委員 16 ページの下の方に授業で使用する教科書の内容とあるんですが、この場合の授業というのはどういう授業のことを指しているんですか。

○小平リスクコミュニケーション官 この場合、括弧の中に書いてあるんですが、例えば中学生の辺りで添加物というものが教科書の中に入ってくるんですけども、そのときに食品の安全の基本的な考え方にも若干触れつつ、添加物というものはどういうものかということに触れつつということで、その前のところの情報も入れてやるような読み物というんでしょうか、そんな資料ができれば、授業の中で使っていただけるのではないかという考え方でございます。授業というのは、

中学生とかそういったところの授業の中でということでございます。

○関澤座長 どうぞ。

○中村（憲）専門委員 副読本の話が出たんですけれども、これは国のレベルですからあえて聞きますが、文科省などにはどう働きかけるのか。カリキュラムがあって、東京都も別にこういうことをやらなかったわけではないのですが、そんなに簡単なことでもないという印象です。

我々の分野は食品衛生ですから、調理師の人とか栄養士さんとか、ノロウイルス対策に気をつけてくださいということは、ストレートに伝えることができます。でも、子どもの教育に使う副読本をつくっても、それを採用するかどうかは文科省などのカリキュラムの中で、今、いろんな重要な教育もありますから、そこで使うということで、先生の裁量や学校の裁量があるとは思いますが、非常に難しいと思うので、そこら辺をどのように使ってもらおうのかということについて、文科省の方がどう言っているのでしょうか。

そこら辺をどう位置づけるのかということが明確になっていないと、一般の人が読む副読本であれば有意義だけれども、子どもたちの教材としてと買ってもらうには、むしろすごくシンプルなものから始めた方がいいかもわかりません。

そこら辺はどういうふうにご考慮おられるのでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 文部科学省とは、今までもいろいろな場で意見交換をしてきたんですが、例えば我々がつくっているような資料について、学校の現場にうまく届けられるかといったなかなか難しく、やはりそれぞれの教育委員会があったり、それぞれの学校でどんな資料を使うかというのはそこに委ねられているので、我々がこれを使ってくださいという強制的なものは難しいという感じであります。そこは変わらないような感じであると思います。

したがって、できるだけ教える先生方にとって使いやすいような材料を我々としてつくれるかといった視点からの検討にならざるを得ないと思っております。こういう資料を使いましたので、授業のときに横において使ってみてくださいとか、つくった際には幅広く情報発信をしていくというアイデアでございます。

○関澤座長 どうぞ。

○岡本専門委員 私は、今、名古屋市の教育委員会と環境部門と一緒に動いています。教育委員会に出入りしていると思うのは、皆さんがそうやってお願いにいらっしゃるんです。食品だけではなくて、あらゆる省庁の方があらゆるルートを使って、これを是非みんなにまいってくださいというものがどっさりくるのです。

名古屋市の場合だけなのか、ほかもどうかかわからないんですが、教育委員会でゴーサインを出しても、校長会の方でペけが出たりとか、また学校までいっても校長の判断で出す、出さないという

のは、決まってきます。いろんな段階でクリアーをしていかないと、子どものところまでは届かないというのが現実問題だと思います。

それも当然で、皆さんが子どもに伝えるには、学校から伝えるのが一番手っ取り早いと思っているので、例えば食の安全の情報をどう届けるかというのはすごくハードルが高いと思います。

ただし、食というのはすごく身近な問題で欠かすことができないので、例えば給食をみんな食べているとか、食育と絡めてだと、幼稚園などの小さいレベルになると園庭で何かを育てるとかそういうところもあるので、そういうところにうまく入り込むような教材がいいと思います。副読本でどさっとあったら、多分、現場までいかないような気がします。

この前、添加物の DVD をつくられて、DVD を見て感想を書いたら大体 1 時間の授業分というような設定をされていますけれども、あれはテーマを先生が選ぶかどうかなんです。選べば、あれがあればすごく便利だというのはわかるんですけども、食品添加物だけで 1 時間使おうという先生は少ないと思います。ですので、もう少し短くコンパクトなもので、ほかのものと組み合わせられるとか、5 分ぐらいのものを用意された方が使ってもらえる率が高いと思います。あれだけボリュームがあると、本当にその時間をそれだけのために使わなければいけなくなってしまうので難しいと思います。

私も出前授業などによく行くんですけども、DVD の視聴、10 分はもたないです。大体 5 分ぐらいのものを 1 時間だったら 2 本ぐらいまでが限界だと感覚的に思います。大人の方でも 10 分だともう退屈して寝始める方も見えますし、10 分は長過ぎる。せいぜい 5 分から 7 分ぐらいではないかと思います。その間に生身で授業をして、またもう一本入れるぐらいならできますけれども、あれだけ見続ける設定では使ってもらえないと思います。ですから、高いお金を出してつくられる以上は、もう少し使う方の立場も考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。済みません。

○関澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○多賀谷専門委員 今のお話ですが、本当に細かいことで申し訳ございません。岡本さんは DVD、実は田近さんも御存じだと思うんですけども、これは家庭科の先生が御覧になったときに、何で調理を理科室でやっているのか。理科の実験室で添加物をやっているんです。あれは実際には調理だった。調理に関係していた。要するに、調理に関係しているものである。何で調理室でやらないのかという質問と、何で女の人がアナウンサーで、男の人が調理なのかという単純な質問が出たんです。

これは、今、言った 5 分、10 分では長過ぎるということもあるんですけども、現場の人の声は当然お

聞きになっていると思うんですけども、もうちょっと幅広く聞いてつくられたらどうなのか。

1つの事例として申し上げただけです。済みません。

○関澤座長 どうぞ。

○田近専門委員 つけ加えます。添加物の DVD ですが、現場の先生からのお話ですと、ストーリー性の DVD は使いにくいそうです。1部、2部、3部と分かれていると、自分のほしいところだけを自分の授業に取り組んでいけるということで、1部、2部、3部と細かく分かれている方が使いやすいということがありました。

それから、これをつくるに当たってはシナリオ検討委員会という様なものがつくられていると思いますが、そこに例えば今回は中学校の現場のものですから、多分、中学校に行くことも想定されていると思いますので、そこに教育現場の人を入れるとか、そういうことをしていった方がより効率的なものをつくることができると思います。製作会社に丸投げして、それを私たちが見るのではなくて、それ以前にどういうものをこちら側で希望するかということを明白にした方がいいと思います。

○関澤座長 いろいろ具体的な御指摘があったので、是非参考にさせていただければと思います。

どうぞ。

○多賀谷専門委員 全体に言えることかもしれませんが、非常に基本的な話です。先ほどからも単位を統一したらとか量の問題をおっしゃっていましたがけれども、基本的に食の安全はやはり量とチャンスの関係なんです。いろんなことがあるたびにリスクコミュニケーションもそうですがけれども、ホームページの冒頭などに絶えず伝えていくことが物すごく大事ではないか。それは残留農薬もそうですし、メラミンもそうですし、いろいろな問題全部そうです。そこで片付くわけでないんですけども、基本のスタートとしてそれをもってやったらどうか。

いろんな問題があって、それを掘り下げるのはいいんですけども、その前提となる原則というものを、もう少し何かの形でアピールする、わかっているというの、メディアの方にもいろいろな方にも必要だと思います。勿論、消費者そうですけれども、必要だと思います。それをどこかに書くなり、どこかにやるようなものが中に入っていたらいいというのが、全体を通しての私の感想です。

○関澤座長 単位と量が問題というのはすごく大事だと思います。新聞報道などで基準値の2倍や6倍検出という報道がよく見られます。それで皆さんびっくりされて、あれが自動車の速度違反だったら大変なことになるのですけれども、ここでの基準値の決め方自体がなかなか理解されていないことが背景にあると思います。数字の背景というものもある程度どこかで良くわかるような説明をしていかないと、単位だけの問題あるいは数字だけの問題で見て、やはり2倍や6倍という報道

がまかり通り、それに皆さんは目が点になってしまったりするということがあると思います。

そこら辺はまたこれから御議論いただいて、どういうふうにすれば皆さんに本当のことをわかっていただけるか、御提言いただきたいと思います。

どうぞ。

○山本（茂）専門委員 BSEの問題という関係で私が出ていると思うので申し上げますと、いろいろと説明会に行かせていただいて説明をします。そうすると、内容はやや難しいものの理解はできました。安心ができない。そのギャップをどう埋めるのかが、このリスコミの一番の大事なところだと思います。

ですから、今後はその発信の仕方をもっと少し検討していただいて、こうやったら安心感が得られるんだ。

それから、科学的に正しいことをどんどんやりますと、ゼロではないですということが必ず出てくるんです。リスクはゼロではないという問題が出てきて、それが伝わるとすぐにゼロでない不安だという気持ちが起こる。だから、どこかで言い切るような話も必要だという気もしますし、その辺の情報発信の在り方をもっと少し深く考えていく必要があるという気がします。

これをどこに書くかは、今、すぐに提案ができないんですけども、BSEの問題についてはその辺が一番のポイントではないかと感じています。

○関澤座長 どうぞ。

○高橋専門委員 まさにこれが中谷内さんのお書きになったものですね。

○関澤座長 よろしいですか。

○高橋専門委員 いいです。

○関澤座長 どうぞ。

○唐木専門委員 18ページの「7 意見・情報の募集（パブリックコメント）」の①の「現状」のところ「○ これまで、リスク評価結果等に関するパブリックコメントを 379 回実施してきたが、意見を提出する人は限られており、件数はそれほど多くない」と事実が書いてあって「改善の方向性」の方向でこれを増やしたいととれる内容が書いてありますが、リスク評価についての専門的な意見を出せる人はいませんので、これは増やす必要はない。むしろ、質の問題だろうと思います。ですから、そこははっきり割り切った書き方をした方がいいのではないかと。

むしろ、問題は「現状」の最後に書いてある「○ リスク評価に関するパブリックコメントであっても、リスク管理機関向けの意見も多数見られる」これをどう扱うのか。こちらの方が大事だろうと思います。

○関澤座長 山本（茂）専門委員からもご指摘があったことですが、安全ということがわかっても

安心できないというのは、韓国の例でもはっきりしているのですけれども、BSE問題で科学的な評価が問題にされたわけではなくて、アメリカの姿勢や行政の対米交渉について御不満をお持ちの方がおられたというのは、私のアンケート結果から得ています。

そうしますと、リスク管理官庁の関係になるので連携が非常に大事だと思います。そのような御意見や、コメントが上がってきたときに、管理官庁がむしろ表に出ると思われますけれども、うまく連携して広報されていくことがますます重要視されるのではないかと思われますので、唐木さんからも御指摘がありました。御検討いただければと思います。

どうぞ。

○阿南専門委員 13ページの「5 リスクコミュニケーション（意見交換会）」について、少し意見を言いたいと思います。

先月、食品安全委員会と農水省と厚労省と私どもの消費者団体連絡会とで共同で意見交換会を農薬について行いました。内容的にはまだまだ課題がいっぱいあったかと思えますけれども、大きな成果もありました。一体何をここでわかってもらいたいのかとか、消費者の素直な疑問はどこなのかということ、企画の段階から練って、消費者側も参加して作り上げていったということは、非常に意味があったと思っております。これは食品安全委員会が結構消費者側にとって身近に感じられるような場でした。共催できたということ自体に意味があって、信頼につながったと思っておりますので、是非促進していけたらと思います。

それと「具体的方策（案）」の○の2つ目に「○ 食の安全ダイヤルや食品安全モニターの声（何が知りたいか等）を分析し、リスクコミュニケーションに反映する」という視点があるのですけれども、ここは国民生活センターにPIO-NETという仕組みがありますが、そういうところとの情報をどうつないで、そこからくみ上げていくということも考えた方がいいのではないかと思います。

以上でございます。

○関澤座長 阿南さんから非常に具体的な御指摘があったと思います。

私も意見交換会について言わせていただこうかと思っていたんですが、意見交換会という仕組みというか取組は、日本の食品安全委員会が非常にユニークな取組として今まで実績を上げてきておられると思いますけれども、正直いって、意見交換という場になりえていないと思えます。はっきりいって意見を交換するためにあれだけ大勢を集めて、時間が限られた中で十分できるわけがありません。

そうだとすると、もう少し少人数でとか、あるいは事前にちゃんと意見を求めて、準備の段階から一緒にやるという阿南さんのおっしゃるとおりだと思います。そういったことによって、みんなが実際に参加したということが自ら確認できるし、そういった集会の在り方、つまり、意見交換を

するのでしたら、意見交換の目的に沿った会合の準備の仕方や、事前にテーマを出しておいて、また事前に御意見をいただいて、それについて御意見をいただいた人を中心に議論をしていただき、傍聴の方にも勿論必要に応じて御意見をいただけるようにする。そういった工夫が必要だと思います。

むしろ、食品安全委員会が多くの方にお伝えしたいということが主でしたら、むしろ意見交換会とうたわないで、説明会といった方がすっきりすると思います。説明会は決して悪いことではないので、BSE 問題についての説明会、何とかについての説明会というのはどんどんやっていただいてもいいと思いますが、やはり目的と名称がずれてしまっているところに、皆さんが参加してみたけれども、十分時間がなく言えなかったとか、わだかまりを持ってしまわれているのではないかといいことがあります。そこはやはり中身と看板をうまく合わせるような工夫、そういう会合の持ち方、阿南さんから具体的に御指摘いただいた1例がありますけれども、今後、検討されたらと思います。

どうぞ。

○中村（憲）専門委員 本質的なことが出たと思居ます。残留農薬基準のポジティブリストについて、ある会合で話せと言われたんです。そこには行政、企業と消費者の方が参加していて、それぞれの立場でみんな 0.01ppm の一律基準違反は違反であるということは間違いのないことですが、少し超えたぐらいのものは、なにも回収しなくてもいいのではないかと、そういう議論がありました。

東京都でも法的な対応として考えて見ましたが、やはり違反品として回収せざるを得ないとの結論でした。だから、そういう微妙な線のものについて、同一の例では同じ対応でないと現場は恣意的になります。それを1つ言いたいです。

先ほど委員からお話がありましたように、偽装の問題はJAS法というものがある。事故米はといたら、食品衛生法違反では引っかけている部分もありますが、ほかの法令違反もありますが、法令のコントロールが我々行政のマネジメント部門でも言うまでもなく基本になっていて、それを逸脱したことはできないんです。

そうした場合に、すなわちきわめて先鋭的な提案というものが、どのように法の枠組みと対応していくかということも同時に議論すべきであります。食品安全委員会には法律家が入っていませんが、このような法律的な対応は管理機関の問題であるから、ここで枠組みや提案をして、あとは管理機関が法的な対応も含めて考えなさいということになるのかと思いますが、規制の内容、それが非常に先鋭的のものであれば、従来の法の枠組みのところでは対応できない場合もあると思います。そういった点では、今の一律基準についても、そういうことをつくづく感じている。

今度の事故米は食品衛生法違反の部分もありますけれども、それを使った焼酎はどうなるのかとか、あるいはそれを使ったデンプン惣菜はどうするのか、といった点が問題になり、多くの事例

においては、回収しているわけです。必ずしも、微量汚染であり、回収しなくてもいいのではないかと、といった意見もあります。しかし明確に回収しなくてもいい、言える根拠はどこにもない。こういう対応について、ちゃんとした枠組み構築が必要だと思います。

我々の専門的なところは、違反の添加物を使ったものは違反。それを使った二次製品はとか、だんだん量が少なくなります。三次製品はどうなるのかという疑問に対して、十分に自治体としても対応できないときもありますし、答え切れていない。

今回の事故米も流通ルートがうやむやになっているので、わからなくなっている部分がありますけれども、特に加工品ルートについてはどうなのか。言いたいことは、法的な枠組みというものも視野に入れておかないと、あとはマネジメント部門の問題であり、評価する人の問題ではない、という考えでは、きれいごとに過ぎないのではないかというのが、正直なところであります。

○関澤座長 今、実際に動いている問題というのは、そういうところが大きいのだと思います。

先ほど管理機関との連携ということをお話しましたが、科学的に見て健康上問題ないということを行政の方が事後によくコメントされるわけです。メタミドホス検出は基準の2倍だが、これは直ちに健康に影響はありませんというコメントが新聞などにも必ず入っていますけれども、最初に2倍とか6倍という見出しで皆さんパニックになっていると思います。

そうすると、法律の執行と対応が、健康に影響ないのに、回収・廃棄をせざるを得ない立場に、地方の行政、現場の方が追い込まれているということ考えた上で、食品安全委員会としては、科学的な立場からもう少し法令の執行のあり方について、科学的立場からの意見といいますか管理官庁とご相談いただけないかと言うところまではできないかと思いながらお聞きしました。

そういった面は、先ほど御紹介しましたけれども、国際食品規格という国際的な食品の規格をつくる枠組みがありますが、その公式文書に、オランダでは基準の2倍以内の場合には、検査値の不確実性があるから、もう一回検査をしてもらい、繰り返し超えていることがあるかどうかを見てから対応をとるという国の例も紹介されておりました。

そういったことで、日本も健康への安全の意味からいって、もう少しその辺は柔軟な対応をとれるような御検討を、管理官庁の方に御提案されるのも1つだと思います。賞味期限の問題もそうかもしれません。

どうぞ。

○中村（憲）専門委員 それと、最近のトレンドは、先ほど自主管理が法だという言い方をされましたけれども、まさに自主管理、自主マネジメントが、自主回収の例を見ても、企業のもう、近藤さんに言うまでもないんですが、法違反で自主回収をする場合は勿論ですけれども、それ以前の早い段階で、法が対応できない部分も企業が自ら、その消費者レスポンスというんですが、メディ

アレスポンスとか、そういう視点からも先行的にやっておられて、ここまでやるのかということをお我々自身が感じるぐらいの状況にあります。それが是か否かは別だけれども、そういう状況で世の中の事故米以降のレスポンスは、そういう比率の方が多いです。行政庁が公表する前に既に始まっている。非常にいいことではあるけれども、そのルールにこういう評価というものがダイレクトに結び付いている場合もあります。自主回収というものが、法の施行よりももっとスピーディーな状況に入ってきているのがあって、それに対して、法の枠組みがアウト・オブ・デートと感ずる場合もあるので、この辺は我々のテーマですけれども、そういうことも視点に入れる必要があるかと思ひます。

○関澤座長 13 ページから 18 ページの「5 リスクコミュニケーション（意見交換会）」関連について、いろいろな立場から御意見をいただいていると思ひますけれども、直ちに食品安全委員会がすぐできること、できそうな具体的な御提案、リスク管理官庁との関係でもう少し科学的な健康へのリスクの立場から御提言、あるいは連携されていくことが必要な部分とあると思ひますが、ほかに何かございますでしょうか。

○中谷内専門委員 特定のトピックスについてはではないんですけれども、ここに挙げられている「検討すべき論点」というのは、全部検討して具体策を出していくという形になっているんですけれども、こうしなければいけないのか。

というのは、例えばメルマガも改善しましょう、ホームページも改善しましょう、季刊誌も DVD もありますが、そんなリソースはあるのかと心配なんですけれども、例えば先ほど出ましたように、食品安全委員会の言いたいことはホームページを見たらすぐに出てくるんだ。そこに集中するのも 1 つの方法だと思ひます。メルマガは更新情報だけを出すというのもありだとは思ひますけれども、そういうものがだめで、基本的にここに挙げられている検討すべき事項一つひとつに対して具体策を出しなさいというんだしたら、そういう議論はどうしようもないと思ひますが、これは総花的過ぎて本当の改善につながるかということが危惧されます。

○関澤座長 優先順位づけみたいなのが必要ではないかということもお考えだと思ひますが、悪く言えばきれいごとを言って、実際に全部できないということが起こりかねないので、これをおまとめになる段階で、ある程度の優先順位づけ、それから、すぐにでもできて、お金もかからないという具体的な御提案も幾つかあったと思ひますので、それはできるだけ早期に取り組むということをお明確にされてもいいかもしれません。

○小平リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。我々もアイデアを出す段階では、もっといろいろなアイデアを出していたんですが、現体制を前提にして、どの程度できるかということをお現実的に考えつつペーパーをつくっているんですけれども、確かに中谷内先生がおっしゃるよ

うに、まずどこを押さえていくかを考えながら進んだ方がいいと思います。もしそんな点がありましたら、ここは大変重要だからということがありましたら、その辺も併せて御意見等をいただければ大変助かります。

○関澤座長 どうぞ。

○唐木専門委員 食品安全委員会の活動をいかに皆さんに知っていただきたいというのが、この改善の1つのテーマになっているようですが、しかし、その妨げになっているのは、食品安全委員会はリスク評価機関であるという点なんです。リスク評価は我々専門調査会で一生懸命やっています。その結果はパブコメに出しますけれども、ほとんどの人がきっちり理解できないような内容かもしれないかもしれません。そういったものを続けていくという機関が非常に大事であるということを宣伝するのが目的なのか、あるいはほとんどの方が求めているのはリスク管理に対する意見なんです。このギャップをどうするのか。

この委員会ができたのは、御存じのように BSE 問題で行政が信頼を失って、食品安全委員会ができたから、リスク管理をきちんとやってくれるだろうと世の中の人が思ったら、リスク管理ではなくて評価だけだ。そこで食品安全委員会に対する期待が小さくなり、関心が小さくなった。ですから、食品安全委員会として本気で考えなければいけないのは、管理にどれだけタッチするのか。評価に徹するのであれば、今の状況で十分だろうと思います。なぜ国民にあるいは消費者にもっと食品安全委員会の存在を知らせたいのか。そこのところをもう一度きちんと考え直す必要があります。知らせるのは簡単で、リスク管理のことを十分やれば、あっという間にまた皆さん関心を持ってくださるということだろうと思います。

しかし、それは食品安全委員会だけではなくて、行政とタイアップしての話ですが、ただ、この(案)を見ると、例えば8ページの②とか14ページの⑦とか、リスク評価が中心であるということがたびたび出てきます。これは今の体制ではそのとおりなんですけれども、それを続けるのかどうかという決心が多分必要だろうと思います。

○関澤座長 まさにおっしゃるとおりだと思うんですけども、例えば EFSA、欧州食品安全庁も全欧州の加盟国の国民に EFSA の存在を知らせようとは、多分、思っていないと思います。むしろ、信頼の置ける科学的な評価をやっている機関があるということ自体が大事なのであって、リスク評価の結果、あるいはあるということ自体についても加盟国の国民が知る必要はもしかしてないかもしれないのであって、信頼が置けることをやっている、やり続けるということが大事であるとするれば、あとの管理マターについては各国の管理官庁が実行している。今、御議論にありましたけれども、リスク管理官庁に意見を言うとか、しっかり連携して皆さんからきた御意見に対応する。

消費者庁の問題ではワンストップと言われていて、そこへ質問がきたら、その意見はうちの管

轄ではありませんとたらい回しするのではなくて、一番肝心なところにきちんと答えてもらうということが消費者行政の根幹と言われているようではすけれども、そういったことがうまく動くようなことを食品安全についてもお考えいただくことが大事なのかと思います。難しいことではあるかもしれませんが。

どうぞ。

○田近専門委員 今回の議題が食品安全委員会の改善に向けた検討だということで、残念に思ったのは、今日2人食品安全委員会から出ていただいていますけれども、本来ならば食品安全委員会と私たちとラウンドテーブルの中の1つで、いろいろ議論をできたらよかったと思っております。

今までまだ一度もそういう機会がありませんので、コミュニケーションが大事だという話をいつもしている割には、食品安全委員会の方たちと直接議論する場がまだ一度もございませんので、できたら、今度一度ラウンドテーブルの中でやっていただきたいと思っております。

○関澤座長 別に御発言いただいていいわけですよ。

○小平リスクコミュニケーション官 はい。また、かなり人数が多いので、次回、骨子（案）が示されたときにどういうふうに座れるか工夫してみたいと思います。

○関澤座長 先ほど来2つにパートを分けて、論点の御議論をいただいているわけですが、もう一つ最後に残っているところとして、リスクコミュニケーション専門調査会の全般について、今後の進め方も含めてということで御提案申し上げたのですが、その辺について残りの時間で御議論いただければと思います。

今までは最初は、例えば「改善のために」とか「現状と課題」とか、そういった報告書をつくって、それを皆さんの参考にしてくださいということで、あるいは食品安全委員会で参考にしてくださいということでやってきたと思います。

もしかして、議論のやり方を実際に食品安全委員会のリスク評価で取り上げているようなことについて、例えばある科学的なリスク評価についてこの調査会委員皆さんが特に関心があり、聞いたことについて、評価をした専門調査会の座長さんなりから御報告していただいて、どんどん質問して、議論するというのも1つのやり方かもしれないです。

この調査会の場合、今、実際に動いているリスク評価と別途に議論しているという状況がある現在だと思いますが、今、リスク評価をしていただいている農薬や遺伝子組換えとかいろいろあるので、それらについて突っ込んで議論するということがあると思います。また皆さんから御要望があれば、広くリスクコミュニケーションに関わる方をお呼びしてお話を聞いて、勉強しながら深く議論することをもう少しやっていけないかとは思いますが、何か御提案があればお聞きしたいと思います。

どうぞ。

○岡本専門委員 リスクコミュニケーションという言葉は、勿論、食品の安全に関してでもあると思いますし、それ以外のところでも使われる言葉だと思います。

例えば環境分野でも化学物質の話とか、環境ホルモンの話などで出てきますし、もっとハード的なことでは、例えば防災みたいな面でもリスクコミュニケーションという言葉は使われますが、そういうところとの関わり合いみたいなものは全くないのでしょうか。あるのでしょうか。

例えば建物のリスクコミュニケーションと食品を一緒にするのは難しいとは思いますが、化学物質などだったら、関わらないことでもないとは思いますが、一緒に何かをなされたということはあまり聞いたことはありません。その辺のところを教えてくださいませんか。

○小平リスクコミュニケーション官 食品の分野にリスクコミュニケーションの考え方、リスク分析の考え方が入ってきたのは5年前ですから、それ以前からいろいろな分野、例えば原子力などはそういったところが進んでいたもので、原子力とかその他のところでやってきた手法などを我々が学ぶという面では、いろいろなものを読み解いて、こういうものがあつたのかということで参考にしたり、そういうことはしておりますけれども、具体的に、実際に動く現場で何か連携をとっているということは、今までやったことはありません。

○関澤座長 どうぞ。

○中村（憲）専門委員 参考に、我々の所属ではないんですが、東京都に環境保健課というところがあって、わかりやすい冊子、子ども向けガイドラインというものをつくって、テーマとしては食事編というものがあります。

それは先ほども出ましたが、室内空気のシックハウス症候群というか、トルエンのコントロールみたいなものから、環境局の方では塗料、鉛とか、そういうものについて、子どもでもわかるような、あるいはお母さん方にわかるような冊子をつくって配り、また講習会等で使っている。

リスコミの原型のようなものを用意していますが、1つのセクションでそういうものを一括に扱っているんで、手間はかかりますけれども、食品から環境あるいは室内空気、生活環境に関わるようなことのアプローチは、末端というか自治体のレベルですけれども、これまでやってきております。都のホームページを見ていただければ、環境保健課というところで、ある程度照会できると思います。

○関澤座長 食品安全委員会が実際に取り組んでこられたクロスロードも吉川専門委員が開発されて、もともとは防災の場面から開発されたツールですが、それを食品安全の立場で使えないかということで、実際にトレーニングにお使いになったりしていると思います。

そういったことで、もし皆さんから御要望がありましたら、川田さんからも御指摘がありました

が、リスクコミュニケーション専門調査会でも環境の問題などと密接に関係しているとすれば、化学物質の問題について実際に取り組まれた方、あるいはそれについて御経験のある方をお呼びして、そこから学ぶことがあるかどうか。学ぶ方が良いと思うんですけれども、失敗や成功の両方があると思うんですけれども、お聞きして、私たち自身の理解を深めて、食品安全で実際にその一部でも適用できるところがあるならば勉強していければと思いますので、御要望がありましたら、是非おっしゃっていただければと思います。今日でなくてもいいと思いますけれどもね。

どうぞ。

○阿南専門委員 座長がお聞きになったことを私が理解できないでいるのですけれども、例えば今日の資料1の「9 委員会運営全般」とありますが、この内容ということでしょうか。リスクコミュニケーション専門調査会の在り方について問題提起をされたということでしょうか。

○関澤座長 会合の前に事務局とお話させていただいた中で、最後にリスクコミュニケーション専門調査会の進め方についても御意見を伺いましょうかということで、そういう運営をさせていただこうかと思ひまして、提案申し上げました。ですから、食品安全委員会全般についても御意見をいただいても構わないと思いますが、我々自身の今後の進め方も考える必要があると思ひました。

どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 今のところは14ページから15ページの部分にも関係すると思ひます。専門調査会の審議内容をもっと改善できないかという論点もございまして、現在は簡単に5項目の審議事項をいただいているんですが、社会的な関心等も踏まえて、審議事項を検討していきたいということで書いてあるんですけれども、もしこの辺りで御意見、コメントがあればということになるかと思ひます。

それから、20ページ以降のところは、まだ本委員会の方で「具体的方策（案）」について議論が終わっていませんので、コメントいただくのは全然構わないんですけれども「具体的方策（案）」のところは、まだ入っていない状況でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○岡本専門委員 私はリスクコミュニケーションで緊急時の対応、この前に一度お話いただきましたけれども、あそこの部分がある意味とても大事ではないかと思ひます。勿論、先ほどどのぐらいのゼロまでを安全だと言い切るのかとか、言い切れないのではないかという話も出ましたけれども、そういう細かい話はまず置いておいて、まず危ないからやめましょうとか、ちょっと注意して見ていきましょうとか、危険度のレベル分けみたいなものを最初にパッと示してもらえるとわかりやすい。そういう情報を一番ほしがっているのではないかと思ひます。

事故米のときに微量出た、出ないという話と、冷凍ギョウザのときに食べたらずい、やばいということなど、今、食品に関する情報があふれ過ぎていて一緒に扱われているのが私は怖いと思います。これは本当に危ないんだというのが、情報があり過ぎて埋もれてしまって、伝わってこない。それだけをまず最低やっていただけると、とてもありがたいと思います。

以上です。

○関澤座長 岡本さんの言われたことは極めて大事だと思います。今、食品安全ということでは、最近ですけれども、関心の持たれかたが大きく2つに分けられて、表示や産地偽装ということで、実際に健康に影響が出ないような問題と、いわゆるテロに属すると思われる非常に高濃度のものを意図的に入れたと思われる事件が続けて起こって、皆さんパニックに陥っていると思います。事故米はどちらになるかということがありますけれども、その仕分けが普通の方にはなかなかできない。

緊急時対応専門調査会が別にありますので、そことより良く連携をして、これは健康被害が出ており、これはテロなんだ、他方これはより理解を深め改善すべき事柄なのだということがわかるような発信をしていかないと、受け取る方はみんな一緒くたにしてパニックに陥っている面があると思います。何かの形で緊急時対応や、事故米についてはこういう対応、中国ギョウザについてはこういう対応をしています、こういう発信をしていますということを本調査会でも御紹介いただいて、それについてある程度我々も意見を出すということがあってもいいと思います。合同でできるかどうかはわからないんですけれども、少なくとも座長さんぐらいには出ていただいて、緊急時対応と連携をうまく図っていくことが大事だと思います。

どうぞ。

○阿南専門委員 先ほどのことと関連するのですが、当面、調査審議を求める5項目ということで今ここの調査会は進んでいるわけですけれども、私は食品安全委員会が何を評価するのかということ、つまり、今は食品安全委員会が評価したことについてのリスクコミュニケーションをどう図るかということで、やっていますけれども、私は食品安全委員会に何を評価させるかということについてのコミュニケーションにも、そういう角度で役割を果たしていく。そのために何ができるかということが必要なのではないかと思います。大ざっぱな意見で申し訳ないのですが、そう思いました。

○関澤座長 どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 おっしゃられることは、依頼を受けなくても評価するという自ら評価のシステムがあるんですが、そういったところの選定とか考え方みたいなことになるんでしょうか。

○阿南専門委員　そうです。

○小平リスクコミュニケーション官　企画専門調査会の中でもいろいろ議論になっているんですけども、そもそも自ら評価というものをどういうふうに変定していくのか。そういったことが企画専門調査会の中でなされているんですけども、そののところと絡むので、それをリスクコミュニケーション専門調査会にも情報がほしいということ、あるいは何かコメントをしたいというお話なんですか。どういうふうに変定したらいいかあれなんですけれども、済みません。

○関澤座長　関連ですか。

○近藤専門委員　関連です。

○関澤座長　どうぞ。

○近藤専門委員　すごく結び付いたお話になると思うんですけども、こちらでまとめられた資料の食品安全モニターとか「食の安全ダイヤル」のところで入ってきた意見をもっと委員会の業務に生かそうではないかというのが、まさにそういうことだと思います。ですから、意見交換会等ずっとテーマにしてきた BSE を始めポジティブリストなど、さまざまなこと以外に関わらず、ダイヤルやモニターの方々がこういうことが心配だけれども、どうしたのかというところの声をきちんと分析して、そういうものを自ら評価に役立てていくことが、まさに阿南さんがおっしゃった御提案に結び付くと思います。

ですから、委員会や専門の科学者の方が思いも寄らないことを消費者や国民は心配しているんだということに気づくための「食の安全ダイヤル」やモニターであらなければならないと思います。そういうことを、多分、阿南さんは言いたかったんですね。

○阿南専門委員　ありがとうございます。

○関澤座長　どうぞ。

○栗本事務局長　今日お配りしております資料でございますけれども、自ら評価のところとか、緊急時対応のところにもそれぞれ検討すべき論点、現状、改善の方向性まで入れ込んでございます。ここらにつきましては、今日、御紹介する時間はなかったんですけども、こういったことで全体を検討しておりますので、御覧いただいて不足している点等がございましたら、それについては御指摘いただければと思います。もう今日はお時間がないので、御覧いただければと思います。

○関澤座長　ありがとうございます。

ということで、今日、御説明いただいた部分ですけども、お手元には全体の論点の整理がありますので、それについてももう一回時間がありますので、1月の会議またその前でも事務局なり私の方に御提言いただけたら、それを是非取り込ませていただければと思います。よろしく願います。

ちょうどお約束の時間になってきました。今日は活発な御議論をありがとうございました。もう一度1月に御議論いただけると思いますので、更に整理した形で御提示いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

食品安全委員からもこれはこういうことを考えているのですということをコメントをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日はほかに、次回以降のことなどがございますでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 用意している議題は、これ以上ございません。

今後の予定につきましては、今、座長からありましたように、既に皆様方に連絡がいつていると思いますが、1月23日に予定しておりまして、そのときにはいただいた意見をどのように整理して、骨子になっているかといった、骨子(案)について御議論をいただくことになるかと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

○関澤座長 ということで、会議の前でも、事務局なり私の方に言っていただければ、それを是非反映させていきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

今日は活発な御議論をありがとうございました。お忙しいところ、御出席いただきありがとうございました。